(14) Y. Ijiri and H. A. Simon, Effects of Mergers and Acquisitions on Business Firm Concentration. *Journal of Political Economy*, M/A, 1971.

質問一（東洋大学　**阿部源一**）

アメリカの産業組織論は独占禁止政策をめぐって発展してきた研究分野であるから、「産業組織論の系譜」という包括的な大きな問題を論ずるには、アメリカの独占禁止政策を基本として論ずべきではなかろうか。

ヨーロッパでは資本主義経済の基本的動向として競争→集中、独占→社会化という路線が大体承認されていると思われるが、アメリカでは独占が進んでも社会化すべしという運動は起らず独占禁止の努力が続いている。独占の現実と競争の理念との調和がアメリカ的産業組織政策の基本的な性格ではなかろうか。

答　私も、指摘されたとおりと思う。だが私の報告は、一般に考えられているアメリカの産業組織論以外の分野でも、独占など企業集中現象に対する研究が存在しており、かなり注目すべきものがあることを紹介するのが主たる目的である。

独占化と競争との関係でいえば、ベイン等の産業組織論では、独占禁止政策で有効競争を保とうとしているのが基本的態度と考えられるが、これに対しては、シカゴ学派のスティグラー等は、有効競争ということはありえなく、競争は自由競争でなければならず、そのためには独禁政策は必ずしも有効でなく、むしろ伝統的な金融財政政策によって自由競争を守るべきであるとの立場をとっている。目的は完全競争に近い自由競争であるが、その実現のためむしろ大企業であっても企業に対する規制をできるだけ少なくしようとの考えに立っている。

サイモン・井尻の研究も、競争に関して言えばこのシカゴ学派の考えを補強するものと言える。合併しても集中度は変らないわけであるから、独禁法により合併等大企業の行為を規制する必要はなくなり、大切なのは各企業が自由に行動し競争できることだという結論になる。

同じ独禁政策は有効でないとの議論でもガルブレイスなどは、独占化を防ぐことはできない。したがって、競争が排除されることは必然的傾向とみている。そこで、競争にかわるものとして対抗力の理論が提出されているのである。

私の報告ではよく説明されていなかったが、一見、独禁政策や競争理念と無関係にみえる企業論やガルブレイスの考えも、実際には競争と深くかかわり合っていることは、御指摘のとおりである。

質問二（青山学院大学　**西岡久雄**）

産業組織論の低開発分野の一つに、空間的・地域的分析がある。したがって、産業組織論は、立地論と結びつくことによって、新しい発展をとげることができるのではないだろうか。私はかねがねそのように考えていたが、ただいまの御報告で、企業規模の分布の研究にパレートの法則を適用するなどの新しい試みがあらわれてきていることを知り、非常に興味を感じた。というのは、御存知のように、立地論の分野では、都市の順位・規模法則や中心地理論があり、これらはパレートの法則そ

のものではないが、関係がある。産業組織論と立地論とを結びつけて研究するについては、いろいろの道があると思われるが、先生から何か示唆を与えていただければ幸いである。

答　パレート分布など統計学の手法を使うことは、産業における企業規模の分布のみならず、都市の順位・規模や、その他の地域的な指標についての規模の分布についても、同様に利用可能であることは当然のことであろう。

しかし、内容的に直接に、地域の研究と産業組織の研究を結びつける具体的な方法については、私自身の知識が乏しく私の方が御教示を受けたいと思うほどである。

したがって、たんに思いつきに過ぎないけれども、しいてあげれば次のような点で結びつきができると思う。

第一に、産業組織問題から立地が問題となるのは、立地の状況によって競争条件すなわち市場構造の状態が変ってくる場合である。現在の日本のように立地困難な場合には、新規参入が困難となり、市場構造は独占的となる。供給は制限され、独占価格となり、価格は上昇する。この意味で工場立地の難易は、産業組織と直接結びついている。

第二に、産業組織で言う市場には、それ自体の意味に地域が含まれていることである。市場とは特定の範囲における地域における製品の販売市場のことであり、地域の特性が、製品市場の性質を左右することとなる。スティグラーは、大きな範囲の地域の市場と狭い範囲の地域市場とに区別することによって、完全競争理論のみで十分に現象を解明できることを強調している。

「産業組織政策と『有効競争』」

小西唯雄
〈関西学院大学〉

一　はじめに

この報告[1]は、主としてJ・S・ベインやR・ケイヴス流の「産業組織論」(industrial organization)[2]の体系を考慮しながら、「産業組織政策」をめぐる若干の基本問題とその政策規準としての「有効競争」(workable or effective competition)概念にかかわる問題を原理的に整理・検討することを課題とする。その主な内容は、つぎのとおりである。

㈠　産業組織政策の課題と性格を簡単に概観する。

㈡　産業組織政策において、一般に、企業間競争を促進すべきだと主張される根拠の内容を要約・整理する。

㈢　産業組織政策の規準としての「有効競争」概念の内容・特徴を吟味し、加えて政策施行上の諸原則を整理・列挙する。ここでの狙いの一つは、この概念を伝統的な「二分法」ではなく、今日的な「三分法」の視点からとり上げるところにある。

産業組織政策の体系には、㈠競争促進政策、㈡競争制限政策（たとえば、公益事業政策や農業、中小企業などに対する保護政策など）という二つの領域があるけれども、ここでは、もっぱら前者のみをとり上げることにしたい。

二　産業組織政策の役割と性格

まず、産業組織政策にみられる基本的性格やその役割などを「経済政策」一般との関連において整理・検討する。具体的には、まず、㈠経済政策におけるいくつかの政策目的と産業組織政策とのつながりを簡単に概観し、ついで、㈡産業組織政策のもつ基本的性格を指摘したい。

Ⅰ　経済政策の目的と産業組織政策

経済政策の目的は、「経済的厚生」(economic welfare)の増進」にあるといわれることが多い。この表現は一般的・抽象的レベルでは広く承認されるであろうが、これだけでは、その具体的内容が必ずしも明らかではない。もっとも、現実には、「経済成長」「物価の安定」「所得の公正な分配」「完全雇用」「進歩と効率化」などをあげることが多い（近年では、しばしば「公害の除去」「公共財の整備」などが加えられる）。ベインやケイヴスなど今日の「産業組織論」研究者の場合、これらを一括して「経済成果」(economic performance)とよび、国民経済全体の政策目的と把握する。いずれにせよ、今日の経済政策は、これらの重要かつ多様な諸目的を追求するという課題をになっていると考えられる。そうして、産業組織政策は本来、

このうち「進歩と効率化」にかかわるものであって、換言すれば、「良好な『市場成果』(market performance)の実現」を直接の目的にしている。つぎに、これらについて吟味しよう。

(A) 「進歩と効率化」と産業組織政策

「進歩と効率化」の内容については、現実に種々さまざまな議論がみられる。ここでは一応、標準的と思われる内容を整理しておく。[3]

まず、「進歩」の内容は、シュムペーターの見解との関連で、「革新(innovation)の活発な推進」を想起することが多い。そうして、「産業組織論」の根本認識では、企業間競争は少なくとも原理的には、㈠活発な技術革新の刺戟となって、経済・産業の進歩・発展への原動力となり、㈡競争圧力を通して、ここから生じた成果をすみやかに消費者一般に還元するとみる。したがって、厳格な産業組織政策を施行し、産業内部に競争的な環境を形成・維持すれば、技術革新が活発に推進され、「進歩」に大きく貢献するということになる。

つぎに、「効率化」についてみよう。「効率」(efficiency)という語の用法も、現実には、かなり多様である。ただし、経済学的には、主として、「さまざまの産業のあいだに資源をもっとも合理的に配分する」という側面とのかかわりにおいて用いられてきた。広く知られているように、伝統的な経済理論の証明するところでは、競争体制のもとで資源が合理的に配分される一方、独占体制のもとでは、これが阻害される。産業組織論者もまた、基本的にこの認識をうけ入れるものであり、厳格な政策施行によって、「資源の合理的な配分」、すなわち「経済の効率化」をはかろうとするわけである。

なお、「効率」という語は、この他にも、たとえば、㈠工場や企業が生産コストを最小にする規模(「最適規模」)にあること、㈡過度の広告やモデル・チェンジにみられるような販売活動における資源の浪費がないこと、などとのかかわりで用いられることがある。ときには、先述の「進歩」まで含める場合さえみられる。いずれにせよ、産業組織政策は、これらの領域についても十分な政策配慮を向けるべきものとされてきた。

以上、産業組織政策が「進歩と効率化」を目的とすることの内容をごく簡単に検討してきた。もっとも、「進歩」の内容は、もっぱらシュムペーター理論を根拠にした「動態的概念」であるのに対して、「効率」のほうは、主として伝統的な資源配分論に基礎をおいた「静態的概念」ともいえるから、厳密には、これら二つを併記することに問題が残る。筆者は、政策論としては「動態的見地」を重視するけれども、だからといって、競争が資源配分にあたえる効果を無視するのは適切と思えない。完全競争的な「資源の最適配分理論」の実際的妥当性はともかくとして、現実的にも、「活発な競争体制は、強固な独占体制に比べて資源をいっそう合理的に配分するように働く」ことは十分に予断可能である。一見相矛盾するかにみえる「進歩」と「効率化」が、産業組織政策の領域でともに政策目的とされるのは、「純粋理論」レベルの認識ではなく、むしろ「現実的・政策的な」認識に基づくのであろう。ただし、この問題を厳密に委細にわたって検討すれば、多くの複雑・困難な問題があることはいうまでもない。

(B) 他の諸目的と産業組織政策

産業組織政策は、「進歩と効率化」以外の諸目的についても、まったくかかわりをもたぬわけではない。とくに、「経済成長」や「物価の安定」とはかなり密接なつながりがあるといえよう。

すでにみたように、企業間競争によって活発な技術革新が誘発されれば、経済成長を促進する効果があるであろう。そうして、このことは、戦後のわが国における経済成長の経験からみても、相当の根拠をもつと思われる。また、物価の安定についても、企業間競争が活発な技術革新を通して生産コストを大幅に引き下げ、加えて、競争的な環境がすみやかに価格低下へと導くとすれば、物価の上昇がかなり抑制され、その安定に貢献するといえる。逆に、独占的・制限的な企業慣行は、しばしば生産量・供給量を制限して、製品価格をつり上げるから、物価上昇の重大な要因となる。このように、競争促進的な産業組織政策は本来、経済成長や物価安定という目的については、かなりの影響力をもつと考えられる。

なお、「所得の公正な分配」や「完全雇用」に対する産業組織政策のつながりは、もちろん無縁ではないけれど、はるかに薄弱だと思われる。加えて、これにかかわる経済学者の評価も、必ずしも意見一致しているわけではない。とはいえ、産業組織論者の標準的見解は、一応つぎのように要約することができる。

まず、所得の公正な分配については、「独占的市場構造下の企業は、価格をつり上げ、多大の超過利潤を手に入れるところから、所得分配が不公平になる。これに対して、競争秩序のもとでは、生産は増加して価格は下り、超過利潤は減退するから、低所得者層に有利な環境となり、所得分配はいっそう公正になる」といえよう。また、競争秩序が完全雇用にあたえる影響は、「独占的市場構造下の企業は、高価格を保持するために、産出量を恣意的に制限するから、経済活動の規模は縮小し、雇用は減退する。逆に、競争秩序のもとでは、活発な技術革新によって経済活動の規模が拡大し、雇用水準は大きく高まる」[4]とみることができる。しかし、いずれにせよ、産業組織政策とこれらの目的とのつながりは、それほど密接とはいえない。

さらに、近年、わが国の一部に「競争秩序は『公害の除去』や『公共財の整備』といった目的についてマイナス効果をもつので、企業間競争を止めて、産業の協調化、カルテル化を推進すべきだ」と主張する向きがある。けれども、これらのつながりも、けっして明確に立証されているわけではない。公害などの問題は、本来、これまでこの種の領域での政策配慮が十分でなかったところから生じた面が多く、競争を抑えて協調したからといって、根本的に解決できる筋のものではない。場合によっては、事態はいっこうに改善されず、「公害対策費」という名目のもとに、業界総ぐるみで「便乗値上げ」がくり返され、大幅な価格上昇のような「寡占の弊害」だけが深刻化することもありうる。

むろん、今日の経済政策は、ただに競争を促進するだけでことたりるわけではない。とくに、これまで軽視されがちであったこれらの領域における政策が、画期的に強化・整備されるべきことはいうまでもないが、競争促進政策も、「寡占の高度化」に対処するために、今後いっそう強化される必要がある。端的にいって、この種の主張は、現実には、独占禁止法の緩和や協調体制の形成への口実に

悪用される可能性が大きい。

いずれにせよ、これらの諸目的に対する産業組織政策の貢献は、もともと「市場構造の変化を通して影響をあたえる」という形をとるから、本来、間接的とならざるをえない。したがって、これらを直接十分に追求するためには、別個の強力な政策が要請されることになる。

Ⅱ　産業組織政策の基本的性格

つぎに、産業組織政策の基本的性格について言及しておこう。ここで注意さるべきは、この政策が純粋の経済分析とは異なり、「規範的性格」を伴うという事情である。もともと経済政策の領域は、目的の設定や現状の評価・改善などの問題にかかわりをもつから、「価値判断」の要素を完全に排除するのはむずかしい。これは、マックス・ヴェーバー[5]以来の周知の議論であり、「経済政策論」に多少とも興味をいだく者にとってなじみ深い問題でもある。産業組織政策も経済政策の一領域である以上、「好ましい目的」を設定したり、「市場成果」の良否いかんを評価せざるをえないのであって、当然に同様の規範的性格を伴う。加えて、産業組織政策、わけても独占禁止政策上の事件は、当事者のあいだで利害が厳しく相対立するのが普通であるから、意見対立は、さらに激しさの度を加えるという事情もある。むろん、われわれは、一方で産業組織にかかわる理論的展開をいっそう深化させ、また実証分析を豊富につみ重ねるように努めねばならぬ。事実、近年におけるこの領域での研究成果は、まことにめざましいものがある。けれども、その一方で、産業組織政策の研究領域が最終的に価値判断を免れえないケースがみられる事情についても、十分に自覚しておかなければならない。

このように、産業組織政策は、一つの価値観に基づいた政策体系である。とはいっても、これをたんなる「主観的願望」や「好み」のたぐいと同列にとり扱ってはならぬ。なぜなら、この政策は、たとえば、ベインの『産業組織論』などからもうかがい知れるように、アメリカにおける一八九〇年以来の反トラスト政策についての厖大な理論的・実際的研究がその根拠を形成しているのであって、「好み」などとはいささか趣を異にするからである。ここでの問題は、あくまで「政策論」一般に伴う基本的性格にあることを強調しておこう。それはともかく、産業組織政策の根本的判断なるものを端的に述べれば、「競争秩序は、『自由』一般と『良好な経済効率』を保証するうえで優れている」ということにほかならない（当然ながら、論者によって強調・執着の度に相違がある）。そうして、これこそが、産業組織論者一般にみられる基本的認識であり、かつその根本精神を構成するものであるといえよう。

三　産業組織政策の根拠

ここで、産業組織政策、とりわけ競争促進政策の根拠を若干整理しておく。換言すれば、今日一般に、企業間競争を促進すべきだと主張される根拠の内容を概観することになる[6]。

すでに指摘したように、産業組織論者のあいだには、競争が、㈠「自由」一般、㈡「経済効率」[7]の二つを保証するのに対して、独占はこれを阻害する、との強い信念がある。ところで、競争を支持する場合にあっても、㈠伝統的な「完全競争」論者、㈡「有効競争」

論者のあいだでは、かなり意見を異にする。以下、それぞれの見解についてみよう。

Ⅰ 「完全競争」論者の見解

まず、「完全競争」論者の主張内容から検討しよう。この立場は、今日ではさすがにあまりみられぬが、論旨そのものはすこぶる明快である。

まず、「自由」問題から概観する。いうまでもなく、経済社会において、個人の政治的自由、個人の人格を尊重することは、それ自体、きわめて重要な課題である。このような立場に徹すれば、「なに人も他者の自由を侵害する力をもってはならぬ」ということになり、権力・支配力一般の存在そのものが否定されざるをえない。これに対して、現実産業における企業集中の進展、巨大企業の出現・存在がこの目的と対立するのは、まったく明らかであろう。なぜなら、巨大企業の出現は、巨大な政治権力・経済的支配力の出現・存在にほかならぬからである。一方、完全競争という政策目的の実践的帰結は、産業の極端な細分化を要求するものであり、あらゆる市場支配力を一掃すべきものである。したがって、ここでは、他者の自由を侵害する権力一般の存在そのものが否定されるから、「個人の自由」や「個人の人格尊重」のような根本理念が最大限に満されることになる。また、いま一つの「経済効率」についても、伝統的な価格理論の証明するところによって、「完全競争のもとで、資源の最適配分が実現できる」と解答できる。加えて、ここでは、独占的な市場支配力による「超過利潤」(しばしば一般消費者の憤激の的となる)が生じる余地はない。かくて、完全競争という政策目的は、政治理念面でも、経済効率面でも、それ自体みごとな内容をもっており、ここから伝統的に「理想的目的」として大きな支持を得てきたのである。(8)

このように、「完全競争」という目的は、一見たしかに魅力に富んでいる。しかしながら、この概念は本来、理論的・分析的概念であるから、ただちに現実の政策目的にするのは、明らかに適切でない。(9) また、現実にこれを適用して、たとえば鉄鋼、自動車、石油のような「装置産業」をバラバラに細分割し、原子状の市場構造を実現した場合、たとえ市場支配力問題は解消するにせよ、「規模の経済性」(economies of scale)を享受できなくなり、生産コストの急上昇、生産量の激減を招来せざるをえないであろう。大規模な技術革新も期待できなくなるかもしれず、その市場成果は、はなはだしく劣悪となるに相違ない。完全競争理論自体は、きわめて精緻な体系であるけれども、ここに現実政策の目的として不適切なゆえんがある。かくて、いっそう現実的な政策目的・規準が要請され、ここに「有効競争」の概念が出現するところとなった。つぎに、これを信奉する論者の見解を概観しよう。

Ⅱ 「有効競争」論者の見解

「有効競争」の概念は、後にみるように、各論者の価値判断に影響されるところがあり、その内容は、かなり多様である。けれども、「市場構造が『完全競争』型でなくても、競争が『有効』であれば、市場成果は良好となる」とみる点では、ほぼ共通の認識がある。したがって、個々の産業における「最適規模」いかんによっては、当然に寡占的市場構造をも是認することになる。ここに、「有効競争」

という政策目的ないし規準の考え方の本質がみられる。しかしながら、一方、これには抽象的な「看板」とでもいうべき側面もあり、その具体的内容が厳密に意見一致しているわけではない。とはいっても、彼らは「完全競争」という目的を拒否したイキサツがあるから、共通の狙いとして、㈠「規模の経済性」を享受し、同時に、㈡「競争原理」のメリットを享受できるような産業組織（理論的には、「最小最適規模」体制）[10]を追求しようとすることになる。そうして、かような（「最適規模」）企業間の活発な競争によって、㈠技術革新など「進歩」への絶えざる圧力をもたらし、㈡ここから生じる成果をすみやかに消費者一般に還元（たとえば、コスト切下げを価格ひき下げに反映するように）するとともに、㈢資源の合理的な配分に貢献すべきことを期待する。もっとも、その具体的な内容は、先述の「進歩と効率化」の個所で説明したところと大差はないので、ここではくり返さない。

また、「有効競争」論者は一般に、「自由」や政治的民主主義の問題について完全競争論者ほど真剣に取り組む姿勢がみられないようである。ときに強硬な論者もないわけではないが、総じて、彼らは、完全競争論者に比べて楽観的（もしくは関心度が低い）であり、巨大企業の政治権力・経済的支配力は大企業間の活発な競争による「チェック・アンド・バランス」の作用によって有効に規制できると考える傾向がある。

以上が、産業組織政策の根拠にかかわる今日の標準的な見解だといえよう。

四　政策規準としての「有効競争」

最後に、産業組織政策の規準としての「有効競争」概念の今日的内容・特徴などを、主として伝統的な「二分法」と対比しながら吟味する。

すでに述べたように、産業組織政策は、競争を促進し、独占を禁止することを主たる課題としている。しかし、かんじんの競争概念は、すこぶる多様である。とはいえ、今日では、「有効競争」こそが現実に追求さるべき政策目的・規準とみられることが多い。この概念は、一九四〇年、J・M・クラークが創唱してからこのかた、多くの学者によって活発に議論が展開された。すでに述べたように、彼らに共通する認識は、「市場構造が『完全競争』でなくても、競争が『有効』であれば、市場成果は良好となる」というものである。このような認識を前提しながら、各論者の独占禁止にかかわる態度によっていくつかの立場に分れる。伝統的には、「産業組織論」研究の先駆者E・S・メイソンによる㈠「（市場）構造規準」の立場、㈡「（市場）成果規準」の立場、という「二分法」がとられてきた。[11]けれども、その後、ベイン、ケイヴスなどの「産業組織論」の発展やソスニックの議論展開によって、「市場構造規準」「市場行動規準」「市場成果規準」という「三分法」が広く採用されるようになっている。筆者は、かつて「二分法」の視角から「有効競争」論の展開過程を検討したことがあるので、[12]「二分法」の内容についてはこれにゆずり、ここでは、主として「三分法」の視点からとり上げることにしよう。そこで、以下、まず㈠「二分法」から「三分法」へ移

行する契機・過程などについて述べ、ついで、(二)「三分法」による産業組織政策上の諸原則を筆者なりに整理したい。

I 「二分法」から「三分法」への移行

メイソン流の「二分法」によれば、「有効競争」論は、つぎのような独占禁止政策上の（硬軟二つの）立場に分れる。

(一) (市場) 構造規準の立場：

市場構造の諸条件に着目して、強大な市場支配力を排除しようとする厳格な立場。その内容には、今日の「市場行動規準」に属するものも含めている。[13]

(二) (市場) 成果規準の立場：

産業や企業の市場成果のいかんによって独禁政策上の当否を判定しようとする弾力的な立場。

ところで、このような「二分法」から「三分法」に進むに際して、これらの代表的二規準が「いずれも長所・短所をもっており、したがって、これらはたがいに排除し合うのではなく、むしろ補い合うように用いられねばならぬ」[14]というメイソンの指摘がもつ意義は、十分に注目されてしかるべきであろう。かような折衷論に対して、その「あいまいさ」に不満をいだく論者があるかもしれない。けれども、折衷への要請は、現実にはしばしば必要かつ有意義なのであって、メイソンは、これについて「方法論的にいって折衷的でないひとは、産業組織論の分野ではなにもなすべき仕事がない」[15]と明言しているほどである。ここに、彼の後継者ベインなどが今日の「三分法」の体系へと進んだ一つの契機が認められる。この体系の創始者は、必ずしも明らかではないが、ベイン、クラーク、ソスニックなどの貢献がとりわけ高く評価されてしかるべきであろう。[16] いずれにせよ、この体系が、一九五〇年代の後半にアメリカで急速に普及・一般化したことは疑いえない。

かくて成立したベイン流の「産業組織論」の体系は、「市場構造」「市場行動」「市場成果」という三つの基本概念を活用しながら、「望ましい産業組織」（すなわち「有効競争」秩序）を実現するための理論的・実際的な基礎を提供するものである。たしかに、ここにみられる規準や条件そのものは、もともと独占禁止政策上の立場や態度を表わすべきものではなく、本来、「トゥール」ないしは「基本的視角」だといってよい。してみれば、特定の規準が特定の立場の論者以外に利用されてはならぬといった理由はみあたらず、独禁政策上硬軟いずれの立場の論者も、これらすべてを用いて現実産業を分析・評価することが許されるであろう。現に、今日の「有効競争」論者は、ひところのように、いずれか一つの規準のみに固執して他を徹底的に排す（「(市場) 構造規準」派は、この傾向がとくに著しかった）ことを止め、三つの規準をすべて用いながら実証分析を重ねて、総合的に評価・判断をくだす傾向が強い。ただし、ここでも、最終的には、「厳格派」が市場構造、「中間派」が市場行動、「柔軟派」が市場成果の諸条件をそれぞれ相対的に重視する事情に変りはない点、注意を要する。[17]

II 産業組織政策施行の原則

つぎに、以上の事情を十分確認したうえで、ベイン流の三つの基本概念を活用しながら、産業組織政策を施行する際の諸原則を筆者なりに整理・検討する。まず、三つの規準を簡単に列挙しておこう。[18]

市場構造規準：

(一) 集中度があまり高くないこと、

(二) 市場参入が容易なこと、

(三) 極端な製品差別化がないこと、

市場行動規準：

(一) 価格について共謀がないこと、

(二) 製品について共謀がないこと、

(三) 競争者への「強圧政策」がないこと、

市場成果規準：

(一) 製品や生産過程の改善のために絶えず圧力があること、

(二) コストの大幅な切り下げに応じて価格が引き下げられること、

(三) 産業の内部にある企業の多くが「適正規模」にあること、

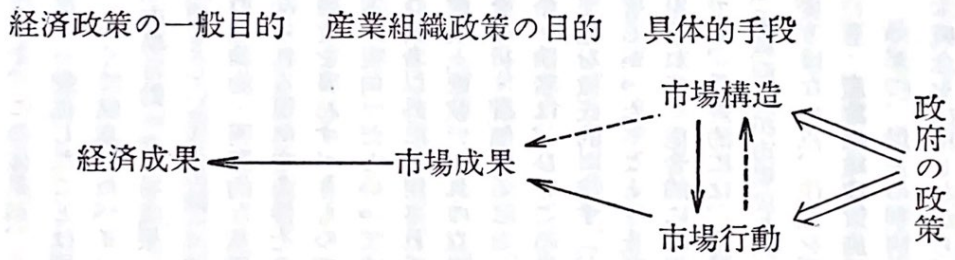
(四) 販売費の総費用に占める比率が不当に高くないこと、

(五) 慢性的な過剰能力がないこと、

そこで、これら三つの政策領域において、市場構造政策がとくに重要であるゆえんを述べ、ついで、それぞれの政策について吟味する。

A 市場構造政策の重要性

すでにみたように、産業組織政策は、経済政策の一領域をなすものであり、その意味で、「経済成果」は、いわば究極目的と称さるべきものである。そうして、ベイン的な体系にあって、この政策が直接の目的とするところは、「市場成果」にほかならず、さらに、これを実現する手段が「市場構造」「市場行動」と把握できる。しかも、現経済体制が「自由な私企業体制」を建て前とするところから、産業組織政策は、主として市場構造、市場行動への政府干与によって市場成果に影響をあたえ、ここから「望ましい市場成果」、さらには「望ましい経済成果」という、いっそう高次の目的に貢献しようとする。そこで、以上の議論内容を図示すれば、一応上図のようになるであろう。(19)



しかも、ここで市場構造の占める位置は、もっとも根本的というべきであり、これが市場行動のいかんに大きく影響をあたえる。というのは、企業は、原則的には、独占的な市場構造のもとでは独占的行動をとり、一方、競争的な市場構造のもとでは競争的行動をとるというように、総じて、市場構造という環境が企業や産業の行動を規定すると考えられるからである。もっとも、現実には、必ずしもこのように明快にわりきれるわけではない。たとえば、競争者に対する「強圧的行動」のような市場行動が市場構造に対してなにがしかの変化をあたえ、ここから市場成果に影響をあたえることもあ

りうる。しかしながら、このコースは、現実には、先述の場合ほどの力をもたない。したがって、産業組織政策は、本来、まず市場構造に手をつけて、「市場構造→市場行動→市場成果」という手順でその目的達成をはかる方式をとるのが適当であろう。

そこで、この政策は、まず独占的な市場構造を厳しく規制し、活発な競争を可能ならしめる環境を整えるための市場構造政策を展開すべきである。今日、アメリカやわが国の独占禁止論者の多くが、基本的に市場構造規準を重視しながら、適宜、市場行動規準、市場成果規準を考慮するという立場をとっているのは、もっぱらこのような認識によるといえよう。[20] 加えて、このことは、これまで主としてアメリカで積み重ねられてきた「産業組織論」上の厖大な実証分析が強大な市場支配力の有害さを強調している点からみても、当然の帰結といわなければならない。産業組織政策を有効ならしめるためには、市場構造政策を最重要視する立場が貫徹されねばならぬ。そうして、われわれもまた、基本的にこのような立場にたちながら、つぎに、先述の三つの規準を用いて、政策を施行するうえで考慮さるべき原則をいくつか述べておこう。

B 市場構造政策の原則

まず、「市場構造政策」施行上の原則を略述する。すでにみたように、この政策は、活発な有効競争を可能ならしめる環境を整えるという、もっとも積極的な役割を演じる。

市場構造政策は、第一に「集中度」に着目する。集中度の判定には「関連市場」の評価のような難問もあって、現実にはそれほど容易ではない。それはともかく、ここでの原則は、企業の数や規模が活発な「有効競争」秩序と矛盾するほど少なすぎたり、大規模にすぎてはならぬということであろう。

もっとも、かような意味での「最適な」企業数や企業規模は、国により産業により時代によって異なる。というのは、国、産業、時代によって、生産、管理などにみられる「規模の経済性」の事情が異なるからである。たとえば、自動車産業の最適規模が衣服産業の場合と大きく相違するのは、だれの目にも明らかであろう。また、同じわが国の鉄鋼業における最適規模問題をとってみても、明治四十年代と昭和四十年代とでは、「最適規模」に大きな相違があるのはいうまでもない。したがって、一般に、有効競争的な企業数、企業規模は、一定の数字をもって表わすことはできぬが、原則的にいって、企業数がかなり多く、企業規模も比較的小さいときは、有効競争が行なわれる可能性が大きいといえる。逆に、企業数が極端に少なく、企業規模も「最適規模」や市場に比べていちじるしく大きい場合や、いわゆる「ガリバー型寡占」の形態にある場合、そこでの競争が有効でない疑いは、すこぶる濃厚と考えられる。

このように、市場構造政策は、まず集中度に着目し、あまりにも企業数が少なく、また規模も巨大にすぎるような産業・企業を慎重・適切にチェックして、「有効競争」の環境を整備しようとする。ここでの具体的手段としては、㈠大型合併の厳格な規制、㈡巨大企業の分割、㈢（内外企業による）新規参入の促進、などが有力であろう。

つぎに、「参入障壁」の問題をとり上げよう。いうまでもなく、新企業による参入は、市場を独占的安定状態へと向わせず、競争を

活発ならしめるうえで欠くべからざる重要要素である。したがって、この際、新企業の参入に対する法的障害や既存企業による共同の妨害行為を十分に排除して、競争条件を整備することも、市場構造政策の重要な課題となる。

いま一つの「製品差別化」については、寡占問題に関連して論ずべきところが多いが、詳しくとり上げる余裕はない。ただ、産業組織政策的見地からすれば、「適度の」製品差別化は、総じて新製品競争、品質競争、ときには価格競争をまじえて競争の活発化に好影響をあたえるところから、有効競争的な要因であるといえる。一方、「極端な差別化」（具体的には、強すぎるブランド商品が存在すること）は、その製品を競争製品から隔離することになり、むしろ独占促進的要因になると考えられる。けれども、実際上、なにが「適度」であって、なにが「極端」であるか、を厳密に判定することは不可能に近いから、この種の対策は困難をきわめるかもしれない。とはいえ、身近な問題として、たとえば、「行きすぎた」広告を規制することなどは、真剣に検討さるべきだと思われる。(21)

要するに、市場構造政策は、主としてこれら三つの諸要素に干与しながら、活発な有効競争を可能ならしめる環境を整備するという、すこぶる重要な役割をはたすべきものである。

C　市場行動政策の原則

つぎに、「市場行動政策」施行上の原則を略述する。これは、産業組織政策の体系において、原理的には市場構造政策ほどの重要性をもたぬと考えられるが、アメリカの反トラスト政策をはじめ各国の現実政策では、むしろ中心的役割を演じてきた。

さきにみたように、「市場行動」の諸要素においては、企業の価格政策、製品政策、競争者への強圧政策の三つが最重要と考えられる。このうちでもっとも重視さるべきものは、独占的な巨大企業による「価格政策」にほかならない。なぜならば、彼らは、その市場支配力をもって価格を不当に高く設定する可能性が大きいからである。また、彼らは、価格を調整するために、しばしば正式の価格協定、価格先導制、紳士協定といったたぐいの手段に訴える。「製品政策」においても、各企業のあいだで製品の耐久力を弱め、製品寿命を短くするために協定を結んだり、また激烈な新製品開発競争、品質競争などを排除するために、「製品先導制」(product leadership)がとられることも、けっしてありえぬわけではない。これらの企業政策が一般消費者に不当な損害をあたえることはいうまでもなく、「消費者保護」のためにも、これらを厳しく規制しなければならない。またいま一つ、「競争者への強圧政策」は、たとえば、強大な企業がある特定の競争者を絶滅しようとして、一定期間ダンピングを行なうような場合をその典型とする。かような競争は、あまりにも極端な「販売競争」などとともに、独占禁止政策上、「不公正な取引方法」とよばれるべきものであって、「有効競争」とは当然に区別されてしかるべきものである。したがって、この種の「不公正な」企業戦略を排除することもまた、市場行動政策の重要な課題だといわなければならない。

D　望ましい市場成果

以上で明らかなように、産業組織政策は本来、まず厳格な市場構造政策によって「有効競争」秩序にふさわしい環境を形成・維持し、

さらに市場行動政策によってさまざまの独占的制限行為を規制して、その目的たる「望ましい市場成果」を実現することを期待する。

さきにみた「市場成果規準」のなかで、とりわけ重視さるべきものは、「製品や生産過程の改善のために絶えず圧力があること」と「コストの大幅な切り下げに応じて価格が引き下げられること」の二つであろう。これらは、産業・経済の進歩・発展や消費者保護の視点からみて、もっとも望ましい市場成果の内容というべきであり、これこそが、「有効競争」の本質にほかならない。けれども、すでにくり返し指摘したように、かような成果は、けっして安易な政策態度によってもたらされるものではなく、その実現のためには、とくに厳格な政策の施行が不可欠であろう（むろん、この際、言葉の正しい意味での「幼稚産業」「衰退産業」については、別個の政策的配慮を要する）。

以上で、産業組織政策を施行する際に考慮さるべき諸原則についての検討は、一応終了した。最後に、この政策において「有効競争」規準がもつ意義を総括的に反省しておこう。

E　有効競争規準の意義

すでに明らかなように、産業組織政策において追求さるべき「望ましい産業組織」は、いわゆる「有効競争」秩序にほかならない。ただし、この概念には多少とも価値判断の要素が混入せざるをえないから、満場一致で祝福された「客観的な」内容を得ることはむずかしい。したがって、個々の独占禁止事件についても、結局、ケース・バイ・ケースで詳細に実態を調査・検討し、その当否を評価・判定するほかはないことになる。

けれども、今日では、多くの学者の貢献によって少なくとも「市場構造」「市場行動」「市場成果」という三つの基本的視角についてはおおかたの支持がみられるし、個々の具体的な規準内容についても、相当の「合意」ないし「共通項」があることはたしかであろう。また、アメリカにおいて現実に反トラスト政策に採用され、その強化に役だっているという実績もある。たとえば、マーカムは、この事実を高く評価し、今後もかような傾向がつづけば、「有効競争の概念はそれを知る者の大部分の賛同を得るにとどまらず、ついには批判者の数を減らし、さらに懐疑的な者をも改宗させるに至るであろう」[22]ときわめて積極的な主張をしているほどである。

この見解は、やや楽観的にすぎるとしても、一方、われわれは、有効競争規準に伴う「あいまいさ」[23]をいたずらに歎いて（もしくは批判して）、その意義を過小評価すべきではなかろう。実際、この規準は、現実の反トラスト政策において、法廷に㈠事件に取り組む際の基本的視角を提供し、㈡資料の有効な収集と整理・分析の手がかりをあたえ、㈢最終的な判断のための有力な根拠をもたらすなど、現実政策の施行とその厳格化に少なからず貢献していると考えられる。逆に、もしもこのような規準がないとすれば、産業組織政策を有効に施行するための一般的基礎が失なわれざるをえない。それゆえに、われわれは、ここであらためてかような意義を十分に認識し、今後、その内容をいっそう改善するように努めなければならない。

五　結　語

以上、産業組織政策の役割、性格、根拠などを検討し、さらに、

その政策規準としての「有効競争」論の今日的内容を整理・概観してきた。

ベイン、ケイヴス流の「産業組織論」は、一般に、「価格理論」の応用であって、ある特定の産業内部にかかわる諸問題を研究するものだとされている。ただし、広義の「産業組織論」は、伝統的に反トラスト政策との関連で政治権力や経済的支配力一般の集中問題にも強い関心をいだいてきたから、厳密に個別的な産業内部の問題のみに対象を限定するわけではない。この意味で、近年わが国でもさかんに論議されている「コングロマリット」や「多国籍企業」をめぐる問題なども、当然に重要な研究課題となる。これらについての検討は、他日を期したいと思う。

〈注〉

(1) 本稿は、筆者のこれまでの諸論文（ここで一々具体的に列挙はしないけれど）を利用・補充しながらまとめたものであって、かような問題に対するさしあたりの私見を要約したものである。

(2) Joe S. Bain, *Industrial Organization*, 2nd ed., 1968.〔宮沢健一監訳『産業組織論上下』丸善、一九七〇年〕R. Caves, *American Industry: Structure, Conduct, Performance*, 2nd ed., 1967.〔小西唯雄訳『産業組織論』東洋経済新報社、一九六八年〕

(3) Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd ed., 1950.〔中山伊知郎、東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義　上』東洋経済新報社、一九六二年〕

(4) これに対して、逆に、「活発な競争が技術革新を続出させれば、生産性は著しく上昇し、労働者をそれだけ不要にするから、雇用水準は低下する」とみる論者もある。けれども、たとえば、戦後の日本経済の経験からいえば、いささか説得力に劣る感が深い。

(5) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 1922.

(6) より詳しくは、拙著『反独占政策と有効競争』有斐閣、一九六七年を参照。

(7) すでにみたように、この語は一般には、「合理的な資源配分」とのかかわりで用いられる。しかし、一方、シュムペーターふうの「進歩」の要因を含めて広義に用いることもある。ここでは、便宜上、この用法を採用する。

(8) 今日では、「完全競争」をストレートに現実の政策目的に掲げる論者はきわめて稀だと思われる。けれども、たとえば、オイケン、エアハルト、レプケなどに代表される「新自由主義者」のなかには、依然としてこれを「理想」視する傾向もある。これについては、前掲拙著、第八章参照。

(9) 詳しくは、前掲書、八八―九九ページ参照。

(10) このような政策目的としての「望ましい産業組織」のことを「有効競争」秩序とよぶ傾向がある。

(11) E. S. Mason, "The Current Status of the Monopoly Problem in the United States," *Harvard Law Review*, June, 1949. この論文は、後年、彼の著書 *Economic Concentration and*

the Monopoly Problem, 1957. に転載されている。以下での引用は、便宜上、この著書による。

(12) 前掲拙著、第四～六章。

(13) その理由は、㈠市場行動のいかんがその環境である市場構造という枠に大きく左右されること、㈡現実に市場構造の要因と市場行動の要因を区分するのが難しいこと、などを重視したからであろう。

(14) E. S. Mason, *op. cit.*, p. 366.

(15) *Ibid.*, p. 4. 熊谷尚夫「産業組織論序説」(熊谷尚夫編『日本の産業組織 I』中央公論社、一九七三年、八ページ)。なお、引用文は、熊谷教授の訳文による。

(16) Joe S. Bain, *op. cit.*, John Maurice Clark, *Competition as a Dynamic Process*, 1961, p. 420n. 〔岸本誠二郎監訳『有効競争の理論』日本生産性本部、一九七〇年、四四二ページ〕ここで、クラークは、ベインとかかわりなく、独自に「三分法」的体系化を考えていたことを示唆している。しかし、いずれにしても、一九五八年に発表された「三分法」によるソスニックの詳細きわまる論文 Stephan H. Sosnick, "A Critique of Concepts of Workable Competition," *Quarterly Journal of Economics*, Aug., 1958. を軽視することはできぬであろう。

(17) そのゆえんを略述しておこう。「厳格派」の場合、後にみるように、基本的に「市場行動や市場成果のいかんは、結局のところ、市場構造という枠組に規定される」と考える。ここから、「競争的市場構造は、競争的市場行動を生み、良好な市場成果をもたらすのに対して、独占的市場構造は、独占的市場行動を生み、市場成果は劣悪となる」と主張し、企業分割を含む強力な市場構造政策を要請するのである。「中間派」は、「市場構造は独占的であっても、市場行動は競争的であるかもしれぬ」と考えて、構造一本槍に走らず、独占的市場行動をチェックしようとする。これに対して、「柔軟派」の場合はさらに後退し、「市場構造、行動が独占的であっても、市場成果が良ければよい」(ただし、現実には、かんじんの「成果」の測定・評価に大きな困難を伴なう)と考えて、もっとも弾力的な政策を主張するのである。

(18) 詳細さということでは、S. H. Sosnick, *op. cit.* がひときわ抜きん出ているが、ここでは、基本的視角ということで、むしろできるだけ簡単化した。その内容づけにあたっては、E. S. Mason, *op. cit.*, Joe S. Bain, *op. cit.*, R. Caves, *op. cit.*, S. H. Sosnick, *op. cit.* などを一応参考にしている。筆者は、個人的には、この種の規準は当初から詳細にすぎるよりも、むしろ単純・明快なほうが好ましく、かつ必要に応じてケース・バイ・ケースで適宜付加するのがよいと考える。この意味で、ケイヴス、メイソンの規準内容には共感をいだかされるところが多い。

(19) 詳しくは、前掲拙著、一三九―一四一ページ。

(20) 近年、アメリカの裁判所も、基本的には、この立場にあるといわれる。また、もっとも権威ある「有効競争」規準の

一つといわれる「司法長官委員会規準」もまた同様である。*Report of the Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws*, 1955, pp. 326-336. 前掲拙者、一二六―一三二ページ参照。

(21) 今井賢一、宇沢弘文、小宮隆太郎、根岸隆、村上泰亮著『価格理論Ⅲ』岩波書店、一九七二年、一八七―一九三ページ。

(22) Jesse W. Markham, "Workable Competition and Operable Antitrust," *The American Economy*, J. W. Markham, ed., 1963, p. 88. 〔嘉治元郎監訳『アメリカの経済』東京大学出版会、一九六九年、一〇六ページ〕

(23) 「有効競争」規準に伴う「あいまいさ」としては、たとえば、㈠もともと規準内容の整理・列挙にあたって、各論者の価値判断を免れないこと、㈡かりに、この論文で整理したような内容が一般に是認され、加えて、市場構造規準を最重要視すべきことに意見一致をみたとしても、三つの規準の内部にある各条件（厳密には、たがいに必ずしも相調和しないケースがある）がになう重要性の度合を明示するのは困難であること、㈢現実に、これらの諸条件をどれほど満しておれば、「有効競争」と評価できるか、が必ずしも明らかでないこと、などをあげうるであろう。ここからもうかがえるように、純理論的・分析的モデルとは異なり、現実政策の規準としての「有効競争」規準には価値判断の要素が付随せざるをえないから、ここに、ある程度のあいまいさが残ることになる。

質問（法政大学　前田靖幸）

産業組織政策の目標は結局のところ進歩と効率化であるといわれたが、日本の産業組織政策を考える場合、これだけでは一般経済政策の目標（例えば公害の除去）との乖離が大きいし、今後一そう大きくなると考えられる。例えば、戦後の日本の技術革新はめざましいものがあったが、それは同時に公害対策を全くといってよいほど無視した技術体系であった。日本において独占規制の問題を考える場合、もう少し大胆に産業組織政策の目標を考え直すことができないであろうか。公害問題等は産業組織政策の範囲外であるといわれればそれまでであるが、日本で独占禁止政策の果たす特殊な役割（消費者運動との関連等）を考慮すると、もっとその目標を多面的に考える必要があるのではないかと思われる。

答　最初に述べましたように、この報告では、ベイン、ケイヴス流の「産業組織論」の体系を念頭におきながら、若干の問題を整理・検討致しました。というのは、これらが今日の標準的体系とされているからであります。しかしながら、今日、経済・産業をめぐる状勢は急激に変化しており、伝統的体系だけでは必ずしも十分にカバーできぬ問題が出てきているように思います。

このような状況を考慮すれば、産業組織政策といえども、伝統的な殻に閉じこもるだけでなく、つねに経済政策一般の見地から反省し、視野を拡大し、必要とあらば、その枠組や諸目的の内容、ウェイトづけを修正すべきでありましょう。したがって、御指摘の主旨

には、基本的に同意致したいと思います。ただし、現在、産業組織政策の体系の中に、「公害の除去」といった目的を厳密にどのような形で組み入れるかについては、種々複雑な問題が考えられますので、今後の研究にまつべきところが多いと思います。

しかし、いずれにせよ、ここで、「競争原理」を全面的に放棄するのは適当でないと考えます。たとえば、公害問題については、政策当局がまずこれまでのような放任的な態度を改めて、各領域で厳しい規制策（たとえば、自動車産業における「マスキー法」の基準のような）をとるべきでありましょう。そうして、ひとたびこのような厳格な枠組ができ上がれば、「公害の除去」という目的についても、「競争原理」のほうが「協調原理」よりも有効な場合が多いと思われます。たとえば、「マスキー法」基準による「無公害エンジン」の開発にあたって、アメリカの「ビッグ・スリー」や日本の大手トヨタ、ニッサンはいずれも、当初、熱意を示さず、その適用延期を望んで、もっぱら政治的に働きかけるにとどまったのに対して、一方、比較的小規模なホンダ、東洋工業がこれに同調することなく、開発にみるべき成果をあげたという事実は、われわれに示唆するところが多いからです。わが国では、かつて自動車産業を二～三社に再編成せよといった主張がありましたが、もしも実現しておれば、このような「市場行動」は期待できなかったことでしょう。このように、厳しい規制の枠組を前提すれば、公害問題についても、「競争体制」が「協調体制」や「独占体制」よりベターだと考えられます。

産業組織政策の課題を経済政策一般の見地から多面的に反省することは、今日とくに重要ですが、同時に、われわれは、このような視角から、「競争原理」の有効性を改めて見直す必要性もあると思います。

〈特別報告〉

沖縄の開発について

久場政彦
〈琉球大学〉

沖縄の開発を論ずるに際しては沖縄の経済環境・体質等を沖縄の日本復帰（一九七二年五月十五日）の前後に大別して考察し、左記の三章に区分して論を進めることにする。

第一章　終戦後から復帰に至るまでの沖縄経済の推移の概略（一九四五―一九七二）

第二章　沖縄振興開発計画の作定（一九七二）

第三章　復帰後一ヶ年の沖縄経済の現況

第一章　終戦から復帰まで

日本復帰までの過去二十七ヶ年間、沖縄はアメリカの東南アジア方面への軍略基地として統治されてきた。したがって、沖縄の経済はこのアメリカの軍事基地の維持および強化を主眼とする政策のもとで開発されてきた。

すなわち、沖縄経済は基地依存経済という特異な体質の形成を余儀なくされ、ある時点における経済水準は比較的に高いが、その高さが継続性のある経済的好循環によって支えられているのではなく、軍事活動という一時的、経済外の要因によって押上げられ、国際収支の赤字もまた軍事基地収入によって補われるという経済になってしまった。

沖縄経済が基地依存化してきた推移をふりかえってみると、一九五〇年代の朝鮮戦争を背景とした鉄スクラップ・ブーム、一九六〇年代後半のベトナム戦争特需など、軍事的諸事情に応じて、基地を通じ密接に関連しながら沖縄は急速な経済成長を達成してきたのである。沖縄経済は一九五〇年代の半に戦前の水準に復興し、一九五八年には通貨が米軍票から米国ドルに切り替えられ、国際貿易市場に直接タッチできる機会が与えられると同時に日本々土より一足さきに貿易自由化に踏み切り、さらに一九六〇年代後半のベトナム戦争の特需の影響は沖縄経済の量的拡大に大きく寄与し、とくに一九六五年から一九六九年に至る五ヶ年は経済統計資料が示すようにGNPで平均一六%強の高度の経済成長を持続している。

しかしながらその内容を検討してみると構造的に多くのゆがみをもっており、それらが経済の量的成長程には改善されてきていない。すなわち、産業の全部門において労働集約的で生産性が低く、比重のもっとも大きい第三次産業においては一応順調に生産性も伸びて

いるようであるが、これも基地依存度が極めて強く、自立性に乏しい。また輸出面での産業は保護政策なしには対外競争力を持ちえず、かなり手厚い政策上の保護を受けていながら第二次産業のもつ比重は第三次産業に比べて極めて低く、さらに第一次産業の生産性の低さも問題である。

次に国際収支について問題点を採ってみると、沖縄の対外収支は実に異常である。第一に貿易収支が恒常的に赤字である。商品貿易の赤字は過去一〇ヶ年に年々増大している。

第二に貿易外収支は黒字を持続している。受取の筆頭は軍関係収入で一九六七年末の総額が二億ドルを越え、これは受取総額の実に六〇%近くを占め、商品輸出の四倍強となっており、また沖縄住民の消費を賄う商品の輸入額の五〇%近くは軍関係支出によってカバーされている。

このように沖縄経済はアメリカの軍関係支出によって大きく支えられた典型的な基地依存経済であり、したがって極めて不安定なものである。かかる脆弱な体質が形成されてきた二七ヶ年の経済環境の推移を概略次の四期に区分して考察してみることにする。

第一期　終戦処理期（一九四五―一九四九）
第二期　復旧及び復興期（一九五〇―一九五九）
第三期　量的拡大期（一九六〇―一九六九）
第四期　質的転換期（一九七〇―一九七二）

第一期はアメリカ軍が沖縄占領後、海軍軍政府布告第一号（ニミッツ布告）を公布し、日本帝国政府のすべての行政権の行使を停止し、アメリカ軍政を沖縄にしいたことから始まる。そして沖縄住民の経済生活はアメリカ軍による食糧を主とした日常必需品の均等配給によって支えられた。すなわち、この期は終戦直後の原始生活に逆戻りした住民の経済が、無償配賦から有償配給へ、物々交換から貨幣経済へと回復し、さらに孤立的封鎖経済から対外貿易時代へと移行し、賃金制度と租税制度の確立などがあって、終戦後の混乱と荒蕪から脱出しはじめえた時期であった。

第二期は沖縄の基地収入が急速に増加し、沖縄経済の基地依存的体質を一層鮮明にした時期である。このことを決定的にしたのは、一九五〇年六月に勃発した朝鮮動乱であった。この動乱によって沖縄は恒久的な軍事基地として位置づけられ、一九五〇年から一九五三年にかけての大規模な基地建設工事、駐留する数万のアメリカ軍へのサービス提供、軍人・軍属の民間市場での直接消費など相当多量の資金の流入があった。そのため、この頃には沖縄住民の生活水準は戦前の水準に復興し、一九五三年基準価格で、昭和九年から十一年頃の一人当り所得一一九ドルに対し、一九五三年の一人当り所得は一二二ドルであった。産業別・地域別にみると戦前水準を回復してない点もあるが平均で見ればこの頃にほぼ戦前の水準に達したといえる。

そしてこの期の特筆事項としては、軍用地代の一括払の問題、米軍票から米ドルへの通貨の切り替え、政策金融機関としての復興金融公庫、大衆金融公庫の設立、および労働三法の立法等であった。

第三期の前半、すなわち一九六〇年から一九六四年にかけての沖縄経済は、砂糖・パインアップル産業の急速な発展（日本政府の輸

入特恵措置による）と軍用地代の大量支払いを含む基地収入に支えられて徐々に伸び、一九六〇年代の後半になるとベトナム戦争による特需の発生によって急激に基地関係収入が増加し、沖縄のＧＮＰはこれまでにない比率で伸び沖縄経済の量的拡大が実現した。沖縄経済の水準が量的には上昇しても、それに大きく寄与しているのがベトナム特需のような外生的要因であることは常に不安を伴い質的な面での脆弱性は一層顕著になっていた。

第四期、沖縄経済は一九六〇年代で高度成長を遂げてきたが、しかしそれは前節で述べたように、ベトナム特需、軍用地代の支払い、アメリカ政府の援助等の外生的要因によって支えられてきたため、ついに基地依存経済的な体質を改善できないままに、ただ量的膨脹を続けてきたに過ぎなかった。しかし一九六九年末に沖縄の本土復帰が一九七二年と確定したので、この機会を利用して沖縄経済の体質転換を計るため、公共部門による社会資本の充実化や、公共・公益事業の優先的実施を推進するための財政投融資計画等の作定の検討が急務となってきた。

第二章　沖縄振興開発計画

この計画案は昭和四十七年十月、沖縄県の原案が作定され、同年十二月内閣総理大臣の諮問機関である沖縄振興開発審議会に、これを沖縄県知事が提案し、審議の結果を総理大臣に答申し、閣議の決定を経て成立したものである。

一、本計画案作成の意義

戦後長期に亘りわが国の施政権外に置かれた沖縄は昭和四十七年五月十五日をもって本土に復帰し、新生沖縄県としてわが国発展の一翼を担うこととなった。この間沖縄はたゆまぬ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げてきたが、苛烈な戦禍による県民一〇万余の尊い犠牲と県土の破壊に加えて長年にわたる本土との隔絶（広大な軍事基地の存在、施政権者の軍事優先政策等）により、経済社会等各分野で本土との間に著しい格差を生ずるに至っている。これら格差を是正し、自立的発展を可能とする基礎条件を整備し、沖縄が、わが国経済社会の中で望ましい位置を占めるようつとめることは長年の沖縄県民の労苦と犠牲に報いる国の責務である。同時に沖縄の復帰は国際社会において重要な役割を期待されているわが国にとって、沖縄が中国、東南アジアに最も近いことから、これら諸国との経済・文化の交流をはかる上できわめて意義深いものといわなければならない。このため沖縄が本土復帰を遂げたこの歴史的な時点において、長期的・総合的観点に立って将来展望を行ない、地方自治を尊重し、県民の意向を反映しつつ、今後遂次実行に移すべき基本的な方策を明らかにする必要がある。ここに沖縄の振興開発計画を策定する意義がある。この計画は沖縄振興開発計画等特別措置法に基づいて策定する総合的な振興開発計画であり、今後の沖縄の振興開発の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。したがって政府部門においてはその施策の基本となるものであり、民間部門についてはその自発的活動の指針となるものである。また民間部門における財政投融資などによる誘導助成は、この計画に従って行なわれるものである。

二、振興開発の基本方向

この計画においては、沖縄の特性を生かしつつ、環境の保全を優先する等、新しい時代に即応した地域福祉社会を効果的に実現することを振興開発の基本方向とする。すなわち、離島性、台風常襲地帯など沖縄の持つ不利性を克服しつつ、立ち遅れの著しい社会資本、社会福祉、保健医療等、公共のサービスを早急に本土水準に引き上げ、安定した雇用機会を確保し、自立的発展の基礎固めとする。また亜熱帯性気候、海洋性自然、地理的位置などの有利性を積極的に生かして特色ある産業・文化の振興を計るとともに、国民的保養基地の建設および国際交流拠点の形成を推進する。

三、人口および経済社会の見通し

基準年次（昭和四十七年）の沖縄県の総人口は約九十五万人であるが計画期間（十ヶ年）に百万人を越え、また生産所得は生産性の向上、新規産業の導入・観光開発等を通じて三千百億円から一兆円程度になるものと期待される。この場合、生産所得の産業別構成は計画期間において第一次産業は八%から五%へ、第二次産業は一八%から三〇%へ、第三次産業は七四%から六五%へと変化し、産業構造の改善がすすみ、就業者数は基準年次の三十九万人から四十六万人に増大し、その産業別構成は一次産業で二五%から一三%へ、二次産業で一八%から二八%へ、三次産業が五七%から五九%へと変化するものと想定される。なお、県民一人当り所得は基準年次の三十三万円から三倍近くになり、本土平均水準との格差は縮少に向うと考えられる。

第三章　復帰後一年の経済事情

復帰前後の沖縄は軍雇用員の大量解雇、円切り上げによる流動資産面での大打撃等で経済情勢の先行きに不安が高まり、当時の沖縄の心配は失業問題や労働力の流出による過疎化現象、そして経済水準の急速な低落であった。ところが復帰後しばらくして、国際的な通貨不安の進行から、物への投機熱が高まり、とくに本土における外貨の大幅黒字が国内の過剰流動性の形をとり、土地・物への投機が活発になった。一方、沖縄は復帰前には沖縄人でなければ土地を取得できないという立法があって、地価は比較的安定していた。ところがこれが本土の大手資本に目をつけられ、しかも海洋博覧会が昭和五十年に開催されることで、観光資本や不動産企業が土地購入のため大量に流入してきた。それに政府による社会資本の格差是正をねらいとする公共投資面の予算も大幅に増加し、むしろ県内の通貨は急速に膨脹していった。こうした反面、増しつづける県内の需要に対応する供給面で流通機構の整備・拡充は大きく立ちおくれていた。従来沖縄は消費物資の大部分を県外からの移入に頼っており、これを適切にコントロールする必要があった事情から流通パイプのサイズが限られ、急速な需要の増加に対応できにくい仕組になっていた。

しかも物流、輸送機構が路面一本で、鉄道もなく、島内の海上輸送も港湾の未整備がたたり、立ちおくれていた。こうした因子が重なりあって、復帰後一年の現在は本土のそれを上廻る異常なインフレが県民の経済活動や生活を圧迫してきている。

したがって国や県の施策としてはこのような基本的な面の整備を先行させ、それから需要を誘導して行くべきだが、現実には有効適切な施策はとられていない。

流通機構面の大きな問題は、港湾・空港のキャパシテーの都合で、せっかく物資を本土から運搬してきても、船舶が沖待ちをさせられたりしてスムースに物資がさばけないことが多い。那覇港は南岸に最も広いバースとエプロンがあるが未だに米軍用として民間に閉され、これを使用できず、狭い北岸で滞貨を余儀なくさせられている。那覇空港も民間、米軍、自衛隊の三つが入り乱れての使用で人や物の流れを渋滞させている。外にも米軍基地によって道路拡張が制限されたり、都市計画の進行を阻んでいるケースが多い。

米軍基地の縮少、そして民間への解放は沖縄振興開発計画でも主要施策の一つとして主張しているのであるから、国の接捗によって早急に実施せられるべき問題である。

昨今の経済混乱は不可避のことではなくむしろ施策の順序のまずさから生じているといえる。したがって今後の沖縄の開発にあたっては振興開発計画を沖縄経済社会の実情に即応させつつ、住民の意向を反映させ、きめ細かに推進していくことが肝要である。

〈自由論題〉

東京都における下請企業の構造

——都市問題との関連で——

栗木安延
〈専修大学〉

下請企業が日本の中小企業問題の重要な分野の一つであることは、今日なお変りない。中小企業の過半数（五〇～八〇%）が下請企業であるという量的側面、ならびに下請制度が基本的には独占的巨大企業と中小企業の支配・従属関係のもっとも集約的・直接的な形態であるという質的側面は、下請企業論の重要性を示している。西ドイツなどにも類似の形態が存在しているという議論は、下請企業の量・質の側面から今後さらに検討されてよいが、それは日本資本主義においてこそ下請制度が最も典型的であるということを否定するものではない。下請企業が独占段階の特徴であり、現代日本経済の構造的特徴であることは、それらの議論によっても、変るところはない。欧米を除く地域では、ほとんど唯一の高度に発展した資本主義国である日本の特殊な型ないし構造の特徴の一つとして下請企業が存在しているとさえ言ってよい。その意味で下請企業は日本資本主義の全機構的特殊性を示すものでさえあろう。

さらに第二次大戦後における日本の高度経済成長の帰結として生じた諸部門間の著しい不均等、とくに過密・過大都市問題の一環としても、下請企業問題が重視されるに至ったが、こういった問題も日本の極めて特徴的な現象ではないだろうか。以上のような視角から東京都における下請企業の構造をみてみたい。

一九五〇年朝鮮戦争特需を契機とする日本経済の復興過程で戦後段階の下請制度が新しく再編成されたのを出発点として、一九五六―六一年の積極的拡大期、六二―六五年の不況期、六五―六九年の高度成長期の三つの循環局面の中で、下請企業はそれぞれ特徴的な発展と変化を遂げてきた。一九五六―六一年の局面では独占的巨大企業の発展とともに、下請企業も一面ではパラレルな発展を遂げ、下請企業の絶対的水準の上昇、他面では巨大企業のより急速な拡大によって両者の格差は前よりも大きくなるという特徴を示した。東京都の下請企業は全国平均よりも発展をしたが、同時に、巨大企業との格差の拡大率も全国平均を上回った。この面で、東京都はもっとも典型的な発展をみせたわけである。

続く一九六二―六五年は、所得倍増計画が展開される中で、鉄鋼業を中心とする過剰生産による不況（六三年を除く）という複雑な局面だが、中小企業の大量倒産がはじまると同時に下請企業の系列化が目的意識的に進められた。若年労働者の不足が大企業にも波及

するという要因もあって小零細企業の増加と中小企業上層ともいえる部分の発展という両極分解的傾向が生じた。この局面でも東京都では、全国的な傾向がもっとも典型的にみられたといえる。

飛び抜けて大きくなった巨大企業の生産力を円滑に循環させる再生産軌道を敷くために、乗用車工業などを戦略的産業として拡充政策を取らせる一方、下請企業を再編成して系列化を一層進めた。自動車工業などでは一次下請であった企業を二次下請に編入したり、下請企業間の有機的結合をはかる組織化が行なわれた。

巨大企業は過剰生産を下請代金支払条件の切下げなどの企業間信用膨脹とスクラップ・アンド・ビルドの人為的・政策的恐慌ともいえる切捨て政策でなしくずし的に切抜ける方策を取った。その結果が中小企業の大量倒産となって現われた。

他面では巨大企業の要請に応じうる生産力をそれなりに確保しようとする中小企業上層の自立化傾向も、この局面で一部に生じた。むろん、この傾向は極く限られた数の企業にすぎない。しかし、一部にせよ、下請企業の自立化は先駆的・先端的現象かもしれないし、政策ファクターとしても無視できない重要性をもっている現象であろう。この自立化と絡んで系列化をどのようにみるかが、下請企業の構造変化の一焦点をなしている。それにもとずくものであろうか、最近の「中小企業白書」は系列を軸として系列の内と外との分析を展開しているのが一つの特徴といえよう。そこでは系列外の企業は自立化傾向をとる層と系列外にはじき出されて後退していく層の二極分解にあるとし、他方系列内にある企業はそれなりの安定性があるものの、発展性は一定の限界内にとどまる、というのが、一応の結論的見解のようである。東京都の機械・金属部門下請企業の実態調査においても、一九六〇年と一九六七年の同一親企業の一次下請企業は、一電機メーカーのケースでは六三業者従業者六、二三四人から二八六業者従業者三三、〇〇〇人（一部推定）と増大しているが、一九六〇年一次下請だった業者で六七年も継続しているのは、わずか九業者に過ぎない。系列内企業でも、このように流動的な場合さえありうるのである。

また、たとえば、親企業の系列内企業に対する発注はやや計画的に三ヵ月とか六ヵ月とかの長期にわたるものが多く、系列外企業に対しては、せいぜい一ヵ月先や、発注と同時に納品といったものが多いのだが、これとても、系列外企業に対して浮動的下請として利用の側面と一般市場化傾向とみられないわけでもない。ことに東京都のような同業者が多数存在しているところでは、情報が正確にすばやく入手できるなど集積効果があるため、受注機会がいわば市場的に存在するともいわれている。発註単価の決定にしても、しだいに親企業の一方的指値の割合は低下し、親子協議から見積書によるケースの割合がふえている。ただし、協議の実質的内容がいぜんとして問題だし、自動車工業の場合、系列の内と外を問わず、単価値下げは親企業の一方的要望によるものが大部分を占めている。

すなわち、親企業と対等の関係を維持している企業は、系列の内と外をとわずまだ例外的現象であって、いぜんとして下請企業としての従属性を脱皮したといえる段階ではない。もし、実態が、そうだとするならば、系列化によって下請が弁証法的に否定的に発展させられたということにはならない。むしろ下請企業の本質を前提と

して、下請関係を基本としながら、親企業が自己の支配下に組織したものが、巨大企業の中小企業系列化にほかならないということができる。子会社として編入した場合は、もちろん、異質なものへの転化であることはいうまでもない。

一次下請企業がさらに明瞭に発展したのは一九六五―六九年の好況局面である。好況に転化したにもかかわらず、中小企業の大量倒産はいぜんとして継続するという特徴的な現象を呈した。これは、高度経済成長の不均等な発展を端的に示すと共にその矛盾が中小企業に集中したことを意味している。輸出拡大と企業の海外進出を主動因とした好況の中で、小零細企業の増加と中小企業上層の発展がさらに顕著になった。東京都では高度経済成長政策の矛盾が過大・過密化として現象し、親工場の都外移転が続出した要因もあって、三〇人以上層の中小企業減少と、九人以下の小零細企業の増大が生じ、都中小企業の小零細化が一層進展した。ただし、この事実は一次企業層が東京都で衰退したことを意味するものではない。前にも述べたように、この好況下に一次下請は、かなりの資本蓄積を行ない、自立化傾向を強めたのであるが、親工場の都外転出に応じて工場を三多摩、神奈川、埼玉、千葉などの近県に新設し、新設工場での生産が中心となるケースがふえた結果である。また、親工場転出に関わりなく、独自に工場移転をはかったものも決して少なくない。これらの場合、旧東京都の工場跡地は本社ないし営業所としての機能に限定している業者が多い。

このような一次下請の発展にたいして、二次下請以下の業者は、いぜんとして伝統的な形態・水準にとどまっているものが多い。二次下請は十九人以下の層、三次下請は一人～四人層に集中し、圧倒的に九人以下の小零細業者で占められている。都内でも人口密集地域の城東（下町）を中心に雑貨など消費財を主に生産している業者が集中し、城南を中心に機械・金属関係の業者が集中している。これは下請企業の部門別存在形態の二類型であって、東京都における下請企業の構造は、この面でも典型的であるといってもよい。東京都に集積するぼう大な低所得層人口を基盤に、家族労働力（六〇%）と住み込み雇用者（二四%）、通勤労働者といっても主に周辺の主婦などを浮動的に雇用しているのが大部分である。それも、出内職の域を出ないものとみてさしつかえない。しかも、工場というより職場と住居が同一室内兼用一割、同一棟分割使用六割、同一敷地内約二割といった職・住混在のため、小・零細業者の存在それ自体が過密現象の原因であり、公害源であることが多いと同時に、これらの地域では悪い生活環境のもとにおかれている地域住民の大部分を構成しているのである。高度経済成長政策がもたらした、一つの帰結がここにある。独占的巨大企業を頂点とする産業構成、過大都市の底辺に位置するこれらの二次下請以下の小零細業と家族従業者、住み込み雇用者、内職層の集積は現代の貧困の集積であり、人口一千万人の過密都市東京都の中で少くない比重を占めているのである。小・零細工場は約八万、五十万の従業者を擁し、家族を含めて約一五〇万から二〇〇万人の比重だといわれている。

さらに親工場や一次下請業者の都外移転やドル・ショックにともなう高度経済成長路線の終えんは、取引量の減少と物価騰貴によって、これら小・零細業者層の貧困化は急速に進んでいるものとみて

さしつかえない。

なお、当初極めて無計画的で混在した地帯構成であったものの一定の歴史的経過によって、それはそれなりの定着ないし秩序をもった地域構成を形づくってきたものが、親工場の移転によって、一挙により一層の混乱と地域社会の破壊をもたらしている側面も無視できない新しい都市問題の一つである。

スウェーデンにおける小売業の変貌と消費協同組合

内藤英憲
〈日本大学〉

一　スウェーデンにおける小売業の現状

スウェーデンの小売業は急激な構造改革の最中にあり、かつその渦中にあって消費協同組合の活躍が目立っている。本稿はその現況報告と解析および政策評価を意図するものであるが、まず小売店舗数の現勢をあげれば、一九七〇年で四万九、〇〇〇である（自動車関係、酒類含まず）。これらの店舗によって三八八億クロノールの年売上が記録されているわけであるが、特徴的にいえることは、個々の店舗の平均規模はかなり大きいということである。年商五〇万クロノール以下の小規模店舗は、店舗数でこそなお六七%を占めるが、売上シェアでは一八%を占めるに過ぎない。したがって店舗形式も売上シェアでいってデパート、スーパーがそれぞれ二〇%、五〇%を占め（日本ではデパート九・七%、セルフ店九・〇%）、経営形態もたとえば食品でいえばオーディナリー・チェーンが四三%（このうち三〇%は消費協同組合）、ボランタリー・チェーンが四二%であって、独立店舗のウエイトはわずか一五%に過ぎない。

二　流通革新の進行

平均店舗規模の大、したがって店舗数の小は（人口一、〇〇〇人当たりにすると店舗数は六・一であって、日本の一三・五の半分以下である）、流通革新の結果であって、一応の経済成長にみあって小売売上高が一九六三年の二六一億クロノールから、一九七〇年の三八八億クロノールへと拡大している一方、店舗数は一九六三年七万二、〇〇〇、一九七〇年四万九、〇〇〇と減少しているわけであるから、その平均規模が大きくなっているのも当然の帰結である。革新の実情は、この店舗数の減少のみにとどまらない。セルフサービスの導入、スーパー型百貨店やディスカウント・ハウスの出現、配送センター、冷蔵設備、包装機械の整備等、流通過程の随所に顕著にみることができる。

流通革新の理由としては、人口の都市への集中、自家用車や家庭用大型冷蔵庫の普及等ももちろんあるが、最大の理由はなんといっても労働力の不足である。一九六〇年の商業労働力はパート二〇%を含み五〇万人（うち小売業三五万人）で、全就業者の一三・五%であったが、一九七〇年でもその絶対数は殆んど変わっておらず、相対的にはむしろ低下して一三・二%となっている。他方小売売上の方は増加しているわけであるから、生産性上昇が必然となるのはむしろ自然であって、このことはまた商業における著しい投資増加によっても裏付けられるのである。

三　消費協同組合のリーダーシップ

消費協同組合はかかる流通革新に対して、自からも組合数や店舗数を減じ大型化をはかり流れに適応しつつ、また業界のリーダーシップをとっている。消費協同組合のこのリーダーシップをもっとも端的に示すのは、その市場シェアの拡大であろう。すなわち、一九六〇年から一九七〇年までの一〇年間に、消費協同組合は、その市場シェアを一四・三%から一八・〇%に拡大しているのである。もちろん消費協同組合は、現在スウェーデン最大の小売業者であり、その一九七一年における現勢は、店舗数二、六八五、年商八七億クロノールである（第二位はボランタリー・チェーン ICA の店舗数五、四七七、年商七〇億クロノール）。とくにデパート式の大型店舗においては、店舗数一五七、年商四一億クロノールと断然他を引きはなしている（第二位は民間オーディナリー・チェーン NK-EPA であって店舗数一一六、年商二四億クロノール）。

消費協同組合の浸透は、その組合員数からも直接うかがうことができる。一九七一年の組合員数は一六六万五、〇〇〇人であるが（日本四七三万人）、これは人口の二〇%にあたり、家族のうち一人が加入していれば家族全員が協同組合を利用することになるわけだから、世帯数にしてみれば、実にその半分が協同組合店舗から物資を購入していることになる。

スウェーデンでは、本来協同組合運動が、経済社会に重きをなしているのは周知であるが、中でもこの消費協同組合運動は、一八五〇年の Örsundsbro におけるその発祥以来、一八九九年の消費協同組合連合会 Kooperativa Förbundet (KF) 誕生、一九〇四年の卸売業務開始、一九〇九年の製造業への進出、第二次大戦後の流通革新への対処等の各時点において、それぞれ飛躍的発展を遂げ、いまでは協同組合スウェーデンの中心的存在となっているわけである。

四　消費協同組合の店舗

ユニークな消費協同組合の諸店舗形式について述べよう。その代表的なものは、KONSUM, DOMUS および Obs! である（以下数字は一九七一年現在）。

KONSUM は二つあって、一つは食品店であり、もう一つはスーパーマーケットである。KONSUM 食品店は、店舗数二、〇七〇、売上高三三億クロノールで協同組合全売上高の三八・一%を占める。いわば典型的な協同組合店舗であり、大部分はセルフサービスである。平均売場面積は一四〇m^2であり、零細店舗とはいえないだけの規模はもっている。KONSUM スーパーマーケットは、店舗数一八八、売上高一〇億クロノール、協同組合売上高に対するシェア一一・五%であって、食品以外若干の雑貨を扱う。大体三〇〇万クロノール以上の年商をもつセルフサービス店をスーパーというが、KONSUM スーパーの平均年商は五三五万クロノールであり、平均売場面積は五一〇m^2である

セルフサービス方式のデパートで一九五六年に発足したのが DOMUS である（ただしストックホルム単協の場合などは、全国的なこの DOMUS 店舗の発足以前に、大デパート PUB をもっている。その数は一五五、売上高は三四億クロノール、協同組合売上高に対

するシェアは三九・四%で、協同組合諸店舗形式のうち最大の構成分子である。個々の店舗も少くとも数千m²の売場をもつ。DOMUSとはラテン語で、house, home, family を意味する言葉だというが、市街地やニュータウンの中心部にあり、文字通り市民の家庭に直結した存在である。DOMUS は短時間に発展、成長した店舗形式であるが、現在すでに全国にいきわたったといえるのであって、現在建設中のものを含めて、この大体一六〇店舗というところで数としては限度のようである。

Obs! はスウェーデン語で「注視せよ」という意味であるが、とにかく安価を目標とする大型店舗である。つまりディスカウント・ハウスであるが、hypermarket とも呼ばれており、食品も非食品も扱いレストランも併せもつ。安く売るためには、当然コストを下げねばならないから、この点 Obs! はいくつかの特徴をもっている。まず第一に店舗が超大型であることである。ディスカウント・ハウスの定義によれば、二、五〇〇m²以上の売場と五〇〇台収容可能な駐車場をもつことを要するが、Obs! はそれをはるかに上廻わる規模が多い。第二には、DOMUS が市街地やニュータウンの中心部にあるのに対して、Obs! は街並みから外れた郊外に大駐車場を用意して建てられていることである。したがって地価の面からいっても負担が軽いことは疑いない。第三に建物自体質素にできているから、これも恐らくコスト軽減に役立っていることであろう。

かくして低価格の魅力とモータリゼーションの進展は、一九六三年に出発した Obs! を短期間に現在の一三に増加させたわけであるが、いまなおその設置要請はつづいており、三〇くらいまでにはいくであろうといわれている。したがって現在の Obs! の比重、年商六億クロノール、協同組合売上に対するシェア七・〇%も近い将来大幅に増加するであろうとみられている。

以上三つの他にも若干の店舗形式があるが、その比重はわずかであり、協同組合小売活動の大部分は上記のフロントによって実行されていくのである。

五　消費協同組合の組織と運営

協同組合の小売活動を統制していくその組織と運営方法であるが、それは経済組合法 Lag om economiska föreningen に準拠し、おおむね Rochdale の原則に従うものだといえる。出資の下限は一五〇～二〇〇クロノールであるが、最低の場合当初五クロノールを支払えば後は利用高割戻しを出資に充当できるのであって、メンバーシップは誰に対しても開かれているのである。小さな組合では年一～二回の総会によって選ばれた理事会が日々の業務を執行する。大きな組合では、各地区から代議員を選び、その代議員による総会で理事会を選ぶ。いずれにしても一人一票という民主的運営がその原則である。

スウェーデンの消費協同組合運動において、単位協同組合の活躍もさることながら、その強力な連合会 KF の存在は、とくにこれを見逃すわけにはいかないであろう。KF の業務は単なる単協間の連絡や教育宣伝活動だけにとどまらず、卸売、生産、研究開発、コンサルタント業務、消費者保護活動、資本の運用等包括的業務にわたるのであって、現在 KF はそれ自身、スウェーデンの代表的企業

である Volvo や SKF を上廻わる一大事業に発展しているのである。一九七一年でいえば、その売上高は六七億クロノールに達している。卸売活動は四八億クロノールで、民間チェーンの ICA や ASK を抑え、消費財に関するかぎりスウェーデン最大である。製造業も傘下に約五〇の出資企業をもち、総生産額三三億クロノールを記録している。とくに食品部門は、直営のベーカリーや食肉加工場とあわせて、二二億クロノールを生産し、スウェーデン食品産業の一三%を担当している。

この KF の組織も、大きな単協の組織と甚だ類似しており、同じく代議員による全国集会があり、それによって選ばれた理事会から、さらに常勤役員が選出されて日々の業務を行なっている。

六　流通革新急進展の背景

スウェーデンにおける流通革新の急激な展開、つまり大型店舗の進出と小規模店舗のあわただしい消滅は（店舗数の減少は主として小規模店舗の犠牲によるものである）、逆に店舗数の増加がみられるわが国などからすれば、まことに奇異の感を抱かせるものがある。思うに何よりも完備した社会保障のもとに、廃業しやすいのだということがあろう。またいわゆる中小企業の助長要因がとぼしいということもいえるであろう。まず市場拡張速度と大資本の拡張速度の関係がある。すなわち大資本が蓄積拡張する速度以上に、経済成長によって市場が拡大されるならば、それだけ中小企業残存の間隙があるということであるが、この点月並なスウェーデンの経済成長は、中小企業助長要因として大きく作用していないということができよう。生産物に関する市場の不完全性も、特定企業に対する顧客の付着を意味するから、有力な助長要因であるが、人口の少ないこともあってスウェーデン人が一般に嗜好の平板な国民であることは周知であり、したがって不完全性の要素も少なく、これも中小店舗消滅を早めている一因と考えることができる。一国一城の主でありたいという願望には、恐らく自からの労働を自由に裁量したいということが関連しているであろうが、雇用者の労働条件が著しく良化しているスウェーデンでは、この種の願望も稀薄になっており、中小企業者の地位に対する執着もそれだけ弱められていると思われる。とくに重要だと思われるのは、雇主と雇用者の間の所得格差が少ないことであろう。人口の四八%を占める店主、中小地主、職人、サラリーマン、セールスマン等の中間階級と、人口の四四%を占める肉体労働者、下層のサービス業雇用者、家事労働者等の労働者階級との所得格差は、前者が年収一万七、〇〇〇クロノール、後者が年収一万六、〇〇〇クロノールであって、いうほどの差異はない（一九六五年）。一般にスウェーデンにおける所得分配は、いたって平等であって、消費者嗜好の平板さも一半はこれに起因しているであろう。ちなみにパレート常数を計算してみると、二・八八（一九六九年所得分布）であり、しかも課税によってこれがさらに平準化されることを考えると、恐らく自由世界で最も分配の平等な国といってもよいであろう。要するに、中小企業者の賭博的態度を刺激する所得面の実情は、いたって迫力がないのであって、それが店主の地位というものをそれほど魅力のないものにしているばかりでなく、その地位に対する執着もきわめて薄いものにしているに違いない。

七　消費協同組合成功の諸事情

流通革新のさなかで、消費協同組合がそのシェアを拡げつつ大きな役割を果たしていることについても、いくつかの要因が考えられうる。まず生産性向上のための技術的側面、すなわちセルフサービス、配送センター、包装機械、冷蔵設備等が、いち早く完成されているということがあるが、しかしこれはいうほどの要因ではない。スウェーデンの民間企業でも、またわが国でも、この方面にはかなりの力がそそがれており、スウェーデンの消費者運動が、この面でとりわけすぐれているわけでもないからである。それよりむしろスウェーデンの消費協同組合の制度的有利さをとりあげるべきであろう。わが国において生協発展の障碍としてよくいわれるものに次の四つがある。すなわち、第一には都道府県という行政上の境界を越えて拡張できないということ、第二には職域生協が認められており地域生協の発展を阻害していること、第三には信用活動が行なえないこと、第四には員外販売ができないことである。ところで他方、スウェーデンの消費協同組合には、上記いずれの制約も課されていない。したがってそこに成功の素地の一部があるといわねばならない。

またKFの強力ということも与っているのであろう。スウェーデンの消費協同組合で販売する財貨のうち、八三%は連合会であるKFの卸売活動によって供給され、三〇%はKFによって製造されている。わが国の場合、連合会の卸売活動は、生協売上高のわずか二・五%であり、製造はほとんど行なわれていない。したがって商品の大部分を民間スーパーの仕入先と同一の仕入先から供給されているわが国の生協と比べて、スウェーデンの消費協同組合が一段と有利であるのは当然というべきである。

長い歴史をかけて発達した自助の精神や協力的な地方社会の存在も、一要因として考えられねばならぬであろう。消費生活は住居地を中心になされるのであるから、消費協同組合は、本来地域的な組合であるべきであって、そのためには住民の自発的な意志と地域社会の協力、理解が不可欠である。この点スウェーデン消費協同組合は、比類なき歴史的、風土的背景をもっているのである。

八　消費協同組合運動の諸政策

消費協同組合運動の成功は、その政策がよろしきをえているためでもある。その生産政策であるが、協同組合店舗売上に対して三〇%というところでその生産の拡張を止め、現在おおむねこの比重を維持しつつある。これは一つには協同組合店舗がKFで生産されない財貨を多く扱うようになり、生産額の絶対的増加の割にはその比重を増さないということや、購買力の集中によって生産と同様の効果を期待しうることが判ったためでもあるが、基本的にはKF自身の考え方による。つまり協同組合店舗扱い品目に生産を限定すべきだという消極論と、品目に拘泥せず独占の存在する産業にはどしどし参入すべきだという積極論との折衷がその基本的態度である。民間独占企業の超過利潤を消滅せしめる程度に生産に介入すればよいということであって、その場合民間企業は、平均収入と平均費用が等しくなり、しかもそれでも正常利潤はえられるわけであるから後

退にはいたらないし、協同組合の方も、その正常利潤にあたるもので割戻しができるという論理である。この穏健中庸の生産政策は、国民の支持をえており、消費者運動の展開に大きく貢献しているといえる。

消費協同組合運動の諸政策のうち特筆すべきは、そのいわゆる実効価格政策 active price policy である。スウェーデンでは一九二〇年代の後半から、Rochdale の時価政策に疑問が抱かれはじめ、逐次、廉価販売、低配当の実効価格政策が展開した。現在利用高割戻しは平均二%という低さである。この政策の利点は、組合員に対する利益還元までにタイム・ラグがないことと、個々の商品に対していくら利益が還元されたか(つまり市価よりいくら安くなっているか)をその場で知りうることであるが、それにもまして、この政策については、単に消費者運動内の問題たるにとどまらず、国民経済にとっても時には有力手段であることが指摘されねばならない。一九六九年の激しいインフレに対して、消費者運動は徹底的にこの政策を実行し、この年にかぎって、卸売物価上昇率三・五%に対し、消費者物価上昇率二・九%と、例年の実績を逆転する成果をあげたのである。

この政策が望ましいものとして国民にうけいれられ、したがってスウェーデン消費者運動の展開に応分の寄与をしていることはもちろんであるが、いずれもインフレに悩む現在、国民経済的見地において、一般的にも評価されてよい政策といえるであろう。

九　基本的な政策態度

流通革新が急進展したのも、消費者運動が拡大したのも、前述の諸条件もさることながら、一つには、当局のその基本的政策態度にあることはいうまでもない。

まず感ぜられるのは、徹底した消費者優先ということである。スウェーデンで消費者行政がすすんがいることは有名であるが、とにかく社会の諸グループと消費者の利害が衝突する場合には、問題なく消費者が優先するのである。たとえば、スウェーデンでは、協同組合運動は各分野ごとに独立しているが、もし他の協同組合と消費協同組合との利害が一致しない場合などは、当然消費者運動の方の利益をとるのである。こういうわけで、小規模店舗のドラスチックな消滅も、消費者優先の立場から、いたって冷静にうけとめられているわけである。

またあくまで経済合理性を追求するという態度も、指摘されねばならぬであろう。一般にスウェーデンは社会化傾向の強い国だと考えられているが、民間部門に関する限り、実はわが国などよりはるかに自由競争的であるのであって、したがって自由な社会的選択と競争のもとに破れ去ったものは、やむなしと考えられるのである。敗北した店主の去就などについて、政府がとくに対策を講ずるということもないし、そもそも小規模商業の振興策などないわけである。百貨店法を始め、生協法などにまで、小規模店舗の保護をうたっているわが国とは、その事情を大いに異にするのだといってよい。

われわれはいわゆる流通の太くて短いパイプが必ずしも最善とは思わないし、国民の選択がそれを望まないのであればそれでもよいと思う。しかしながら、最大の経済問題としてインフレに直面せざるをえない今日、スウェーデンにおいて、社会の自由な、合理的な

選択の結果、消費協同組合を中心として太くて短いパイプが成立しているという事実は、われわれの小規模店舗温存通念の再考にとって、もって他山の石となすべきなにものかをもつように思われる。

参考文献

1. J. W. Ames, *Without Boundaries*, 1971.
2. J. Lundberg, *In Our Own Hands*, 1966.
3. P. B. Austin, *The Swedes*, 1970.
4. Ministry of Finance, *The Swedish Economy 1971—1975*, 1972.
5. KF, *Annual Survey of Coop Group*, 1971.
6. Svenska Institutet, *The Distributive Trades in Sweden*, 1971.

付記

学会報告にあたり、佐々木宏先生（岩手県立盛岡短大）から有益なご質問とご意見をいただきましたが、紙数の関係で割愛させていただきました。ここにお礼とお詫びを申しあげます。

物価安定のための通貨政策

小松憲治
〈千葉大学〉

一　はじめに

現代日本経済の課題は、一般に指摘されているように、インフレの昂進と国際収支の不均衡、そして福祉面における立遅れという三つの問題を同時に解決しなければならない点にある。このうち、福祉水準の向上という課題は、長期的な進行過程を踏んで徐々に解決すべき問題なので、しばらく措くとして、当面、早急に解決を迫られている課題は、インフレの阻止と国際収支不均衡の調整である。

私の本来の研究テーマは、このいわゆる「内外均衡の同時達成」を実現するためにはどのような政策運営が必要か、を明らかにすることにあるが、ここでは特に「通貨政策」の観点からこの問題に接近する。

その理由は、端的に言うならば、「インフレの昂進」には、実物体系面からみた場合、多種多様なデマンド・プル要因やコスト・プッシュ要因が作用しているが、結局、この問題は国内流動性の過剰という貨幣体系の問題に還元しうるし、また「国際収支の不均衡」という問題は国際流動性の不均衡（過剰もしくは不足）として把えることが可能であるからである。そしてまた前者は通貨の対内価値の問題に直結し、後者は通貨の対外価値の問題と密接な関連をもっているからである。そのような意味において、これら二つの課題は、ひろく「通貨政策」の問題として考察される必要がある。しかも、わが国の場合、最近の国内流動性の過剰は国際流動性の流入過多によって生じていることからみて、内外均衡の同時達成のためには、対内的ならびに対外的な通貨政策の合理的な運営方法の確立が早急に必要とされているのである。(1)

二　最近の物価動向と過剰流動性問題

経験的に「物価については、需要圧力よりも貨幣ストックの変化が圧倒的な影響力をもち、その効果はかなり長期にわたって尾をひく」という事実が明らかにされているが、(2)特に、昭和四六年以降現在（昭和四八年五月）にいたるまでの期間は、金融経済面からみるならば、貨幣ストックが過大に供給され、いわゆる「過剰流動性」状態が現出して、物価の高騰を招いた混乱期として特徴づけられる。

表1は、昭和四〇年以降のマネー・サプライの動向を年次別に示したものであるが、ここで明らかなように、昭和四六年から最近に至るまでの貨幣ストックの供給は、それ以前にくらべると、極めて急速なテンポで拡大している。

現金通貨と預金通貨とを合計した通貨残高すなわちM_1の増加率は、

表1　マネー・サプライの動向——残高と前年比増加率——

	現金通貨	(前年比)	預金通貨	(前年比)	通貨残高 (M_1)	(前年比)	準通貨 (定期性預金)	(前年比)	通貨・準通貨残高 (M_2)	(前年比)
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
昭和 40 年	22,642	(—)	80,232	(—)	102,874	(—)	151,070	(—)	253,944	(—)
41	25,890	(14.35)	91,272	(13.76)	117,162	(13.89)	178,065	(17.87)	295,227	(16.26)
42	31.136	(20.26)	102,552	(12.36)	133,688	(14.11)	207,289	(16.41)	340,977	(15.50)
43	35,947	(15.45)	115,603	(12.73)	151,550	(13.36)	239,988	(15.77)	391,538	(14.83)
44	43,191	(20.15)	139,634	(20.79)	182,825	(20.64)	281,173	(17.16)	463,998	(18.51)
45	50,978	(18.30)	162,617	(16.46)	213,595	(16.83)	328,778	(16.93)	542,373	(16.89)
46	59,577	(16.87)	217,354	(33.66)	276,931	(29.65)	397,051	(20.77)	673,983	(24.27)
47	77,061	(29.35)	268,200	(23.39)	345,261	(24.67)	495,144	(24.71)	840,405	(24.69)
44年1～3月	31,908	(—)	116,262	(—)	148,170	(—)	246,181	(—)	394,351	(—)
4～6	34,591	(—)	121,743	(—)	156,334	(—)	257,134	(—)	413,468	(—)
7～9	33,472	(—)	125,178	(—)	158,650	(—)	269,526	(—)	428,176	(—)
10～12	43,191	(—)	139,634	(—)	182,825	(—)	281,173	(—)	463,998	(—)
45年1～3月	38,729	(21.38)	139,253	(19.78)	177,982	(20.12)	288,145	(17.05)	466,127	(18.20)
4～6	41,445	(19.81)	144,330	(18.55)	185,775	(18.83)	302,326	(17.58)	488,101	(18.05)
7～9	40,009	(19.53)	145,752	(16.44)	185,761	(17.09)	317,091	(17.65)	502,852	(17.44)
10～12	50,978	(18.03)	162,617	(16.46)	213,595	(16.83)	328,778	(16.93)	542,373	(16.89)
46年1～3月	45,451	(17.36)	166,422	(19.51)	211,873	(19.04)	338,147	(17.35)	550,020	(18.00)
4～6	48,468	(16.95)	184,068	(27.53)	232,536	(25.17)	355,915	(17.73)	588,451	(20.56)
7～9	47,339	(18.52)	193,637	(32.85)	240.976	(29.72)	378,106	(19.24)	619,082	(23.11)
10～12	59,577	(16.87)	217,354	(33.66)	276,931	(29.65)	397,051	(20.77)	673,982	(24.27)
47年1～3月	52,873	(16.33)	217,752	(30.84)	270,625	(27.73)	411,623	(21.73)	682,248	(24.04)
4～6	57,060	(17.73)	221,716	(20.45)	278,776	(19.87)	443,831	(42.70)	722,607	(22.80)
7～9	57,388	(21.23)	230,746	(19.16)	288,134	(19.57)	467,204	(23.56)	755,338	(22.01)
10～12	77,061	(29.35)	268,200	(23.39)	345,261	(24.67)	495,144	(24.71)	840,405	(24.69)
48年1～3月	67,262	(27.21)	277,491	(27.89)	344,753	(27.39)	508,709	(23.59)	853,462	(25.09)

昭和四五年以前には、四四年の二〇・六%を例外として、大体一三～一七%の範囲内に収まっていたのに、四六年には二九・七%、四七年には二四・七%と急速な拡大を示した。また、この通貨残高M_1に準通貨とみなされる定期性預金を加算したところの通貨・準通貨残高M_2も、四五年以前には、四四年の一八・五%の増加率を最高にして、大体一五～一七%の範囲内に収まっていたが、四六年には二四・三%、四七年には二四・七%と急成長している。四半期別データでみると、昭和四六年第Ⅱ四半期以降、マネー・サプライの急増がみられるが、このような貨幣面の急膨張が実体経済面における成長をはるかに上廻るテンポで進行したことが、最近の異常なインフレ昂進を誘発したと考えられる。

表2は、広義のマネー・サプライ（M_2）の膨張が、どのような要因の増減によって形成されたかを寄与率によって分析したものである。これによって明らかなように、近年における広義マネー・サプライの増減に大きく寄与しているのは、何といっても民間向け信用であるが、昭和四六年以降、対外資産のウエイトが増してきたことは注目すべきであろう。また四四年以降、政府向け信用のウエイトが後退したことも見逃せない事実である。

民間向け信用		その他	
（寄与率）		（寄与率）	
億円	%	億円	%
36,016	(93.02)	−4,001	(−10.33)
44,430	(107.02)	−13,722	(−33.24)
50,804	(111.05)	−12,469	(−27.25)
49,082	(97.07)	−11,990	(−23.71)
71,775	(99.05)	−13,921	(−19.21)
85,909	(109.61)	−15,376	(−19.62)
127,375	(96.78)	−24,645	(−18.73)
178,072	(107.00)	−39,739	(−23.88)

ところで、昭和四六年から最近にかけてのマネー・サプライの供給過剰の元凶は、一般には、四六年八月のニクソン・ショックから同年一二月のスミソニアン合意に至るまでの国際通貨不安を背景にして、大量に流入してきた外貨の急増による外国為替資金特別会計からの支払い超過であると考えられている。たしかに、四六年における対外資産増加によるマネー・サプライの増加は二兆九四〇〇億円に達し、さらに翌四七年のそれも一兆五六〇〇億円に及んで、この二ヵ年間の外貨増による国内流動性の増加が四兆五〇〇〇億円という歴史的な数字を記録したことは刮目に値する。しかし、四六～四七年の二ヵ年におけるマネー・サプライの増加額は二九兆八〇〇億円であったのに対して、同期間に民間向け信用が三〇兆五〇〇〇億円も増加していたことを忘れてはならない。これらの数字は、いずれも四四～四五年の二ヵ年間の増加額のほぼ二倍に相当するのである。かくして、経済成長に伴って必要となるいわゆる成長通貨の供給必要額をかなり大幅に見込んでも、四六～四七年の二年間におそらく一〇～一五兆円という巨額の「過剰流動性」が市場に出廻ったものと思われる。

この過剰流動性も購買力であることに変りはない。それが土地、株式、宝石・貴金属、書画・骨董などのストック財をはじめ、経常的な生活物資であるフロー財の中でも比較的に供給の価格弾力性の低い商品への投機的支出に向けられて、これら諸商品価格の急騰を招いたことは記憶に新しいところである。

図1は、最近の物価動向を消費者物価および卸売物価の対前年同

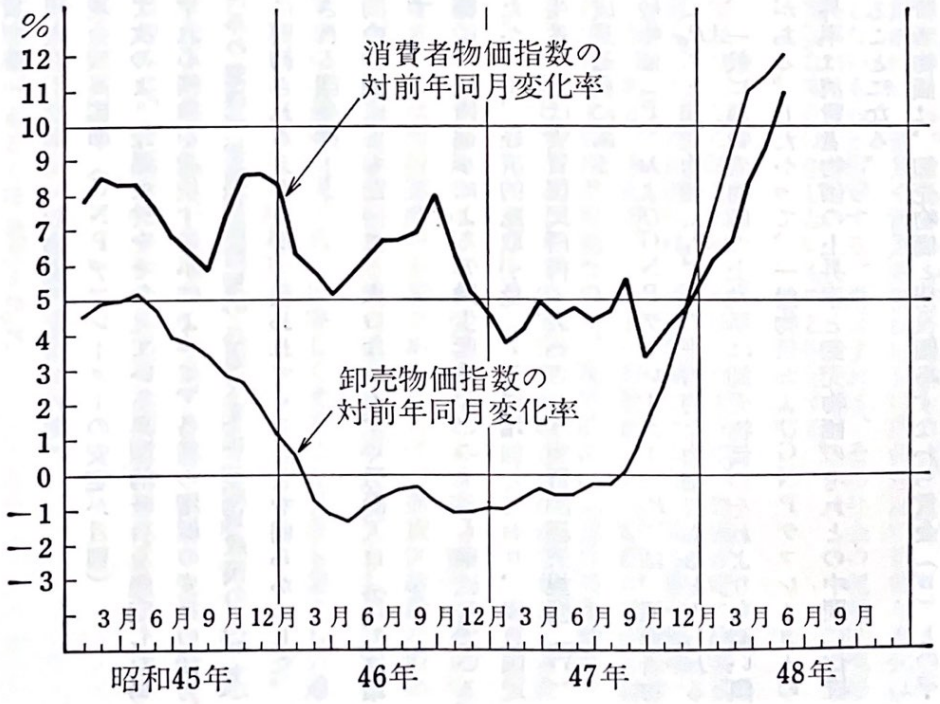
表2　広義マネー・サプライ(M_2)の増減要因別寄与率

	広義マネー・サプライ残高	残高(M_2)増減額	対外資産	政府向け信用	地方公共団体向け信用
		(寄与率)	(寄与率)	(寄与率)	(寄与率)
	億円	億円 %	億円 %	億円 %	億円 %
昭和40年	253,944	38,719 (100.0)	1,488 (3.84)	4,011 (10.36)	1,205 (3.11)
41	295,227	41,283 (100.0)	1,225 (2.97)	8,363 (20.26)	987 (2.39)
42	340,977	45,750 (100.0)	−2,145 (−4.69)	8,821 (19.28)	739 (1.62)
43	391,538	50,561 (100.0)	4,027 (7.96)	7,585 (15.00)	1,857 (3.67)
44	463,998	72,460 (100.0)	8,022 (11.07)	4,999 (6.90)	1,585 (2.19)
45	542,373	78,375 (100.0)	3,994 (5.10)	1,853 (2.36)	1,995 (2.55)
46	673,983	131,609 (100.0)	29,414 (22.35)	−3,965 (−3.01)	3,430 (2.61)
47	840,405	166,423 (100.0)	15,579 (9.36)	7,358 (4.42)	5,153 (3.10)

月変化率の推移によって示しているが、これによって明らかなように、昭和四七年の後半から消費者物価も卸売物価も上昇率を急激に大きくしてきている。特に卸売物価は今年の三月以降、前年同月比一〇%以上の急上昇をつづけており、消費者物価のそれも五月に入って一〇%台を突破した。そして今後ますますその騰勢は強まろうとしている。

この異常なまでの物価高騰の元凶が一昨年来の過剰流動性を無為無策のまま放置してきたことにあることは、今日では、マネタリストでなくても一様に認めるに相違ない。

図1　最近の物価動向
——消費者物価および卸売物価の対前年同月変化率の推移——



三　物価安定と通貨政策

さて、以上のごとく、わが国においては、国内流動性が、昭和四五年を境として、四六年、四七年と急速に膨張してきたのであるが、これが「過剰」と判断されるのはどのような基準にもとづいているのであろうか。通常の流動性過剰問題の論議では、その基準が不明確であるが、われわれはこの問題をまず解決したい。

私は以前に、拙稿「政策目標としての物価安定の標準について」[3]の中で、「物価安定」という政策目標の標準としては、次のような六本の具体的指標を考えることができるが、その標準のとり方いかんによって、通貨政策の運営方法に相違が生ずることを明からにした。

すなわち「物価安定」という政策目標には次のような標準とその具体的指標がある。

(1)消費標準（消費者物価の安定が目標）

(2)収入標準（用役価格＝賃金の安定が目標）

(3)卸売標準（卸売物価の安定が目標）

(4)国際的標準（輸出物価の安定が目標）

(5)通貨標準

(i)現金取引標準（一般物価の安定が目標）

(ii)現金残高標準（GNPデフレーターの安定が目標）

そして次のような諸条件をそなえている典型的社会を想定した場合、いずれの標準を選択するかによって、各種の指標の変動の仕方（物価体系の態様）や通貨供給量の必要な変化（通貨政策のあり方）が表3に要約されるような形で現われてくることを明らかにした。

前提される諸条件――

(1)時間の経過にともなって、人口なかんずく労働人口（N）は増加する。

(2)同様に、技術進歩による労働生産性（P_r）の上昇も継続している。

(3)したがって、経済的総取引量（T）は増加しており、実質国民総生産または実質国民所得で表わされる実質的経済規模（Y_r）は成長過程にある。

(4)一般物価（P）およびGNPデフレーター（P_G）は、消費者物価（P_C）と卸売物価（P_W）との平均的な物価であるとみられるが、一般に消費者物価の上昇率は卸売物価のそれよりも高い傾向がある。したがって、一般物価およびGNPデフレーターの上昇率は消費者物価の上昇率と卸売物価のそれとの中間に位置することになる。

(5)消費者物価は、卸売物価と用役価格すなわち賃金（W）との平均的な物価であるとみられるが、一般に生産性の上昇を伴う成

(4)

通貨供給量（M）の変化
$\frac{\Delta M}{M}<\frac{\Delta Y_r}{Y_r}$, $\left(\frac{dM}{dY_r}<\frac{M}{Y_r}\right)$
$\frac{\Delta M}{M}=\frac{\Delta N}{N}$, $\left(\frac{dM}{dN}=\frac{M}{N}\right)$
$\frac{\Delta M}{M}>\frac{\Delta Y_r}{Y_r}$, $\left(\frac{dM}{dY_r}>\frac{M}{Y_r}\right)$
（上に準ずる）
$\frac{\Delta M}{M}=\frac{\Delta T}{T}$, $\left(\frac{dM}{dT}=\frac{M}{T}\right)$
$\frac{\Delta M}{M}=\frac{\Delta Y_r}{Y_r}$, $\left(\frac{dM}{dY_r}=\frac{M}{Y_r}\right)$

表3　標準の相違による通貨政策の変化

(1) 標準の種類	(2) 物価安定の標準	(3) 他の標準の動向					
		P_C	W	P_W	P_X	P	P_G
消費標準	消費者物価 (P_C)	($\vec{P_C}$)	$W\uparrow$	$P_W\downarrow$	$P_X\downarrow$	$P\downarrow$	$P_G\downarrow$
収入標準	賃金 (W)	$P_C\downarrow$	($\vec{W}$)	$P_W\downarrow$	$P_X\downarrow$	$P\downarrow$	$P_G\downarrow$
卸売標準	卸売物価 (P_W)	$P_C\uparrow$	$W\uparrow$	($\vec{P_W}$)	$\vec{P_X}$	$P\uparrow$	$P_G\uparrow$
国際的標準	輸出物価 (P_X)	$P_C\uparrow$	$W\uparrow$	$\vec{P_W}$	($\vec{P_X}$)	$P\uparrow$	$P_G\uparrow$
現金取引標準	一般物価 (P)	$P_C\uparrow$	$W\uparrow$	$P_W\downarrow$	$P_X\downarrow$	($\vec{P}$)	$\vec{P_G}$
現金残高標準	GNPデフレーター (P_G)	$P_C\uparrow$	$W\uparrow$	$P_W\downarrow$	$P_X\downarrow$	$\vec{P}$	($\vec{P_G}$)

(註)　第(3)欄において，各標準の上もしくは横に添えた矢印はその指標の変動の方向を示す。

長過程では賃金の上昇率は卸売物価のそれを上回ることから、消費者物価の上昇率は賃金の上昇率と卸売物価のそれとの中間に位置している。なお輸出物価(P_X)は卸売物価に準じて動くものとする。

したがって、各物価の変化率のあいだには、一般的にいって次式のような大小関係がみられる。

$$\frac{dW}{W}>\frac{dP_C}{P_C}>\frac{dP}{P}\fallingdotseq\frac{dP_G}{P_G}>\frac{dP_W}{P_W}\fallingdotseq\frac{dP_X}{P_X}$$

(6)短期的には、通貨の流通速度ないしは所得速度に重要な変化は生じないものと仮定する。換言すれば、その社会の流動性選好に重要な変化は生じないものと仮定する。

そして私は、この論文の中で論証したように、物価安定の政策目標の標準として、理論的には、通貨標準のうちの「現金取引標準」をとるべきであると考える。しかし一般物価という指標が実際には計測されておらず利用不可能なので、現実的には「現金残高標準」をとって、GNPデフレーターの安定を目標とすべきであると考える。

この観点からするならば、さきに想定したように、仮りに通貨の流通速度もしくは所得速度が不変であるならば、通貨供給量の増加率($\Delta M/M$)を実質経済活動水準の成長率($\Delta T/T$)もしくは実質国民総生産の成長率($\Delta Y_r/Y_r$)に等しくすることが最も望ましい通貨政策であるということになる。

ところで、通貨の流通速度(V)もしくは所得速度(V_i)は、長期的には低下傾向にあり、短期的にも必ずしも一定していないので、より一般的には、物価安定のために必要な通貨政策は次のようなものになる。

すなわち、フィッシャーの交換方程式

$MV=PT$ もしくは $MV_i=P_GY_r$

を全微分することにより、近似的に次式が成立する。

$$\dot{P}=\dot{M}+\dot{V}-\dot{T} \quad \text{または} \quad \dot{P}_c=\dot{M}+\dot{V}_i-\dot{Y}_r$$

ただし、各記号の上の・印は、その変数の変化率を表わすものとする。

なお、この関係式は、定義式であるフィッシャーの交換方程式から一義的に導出されたものであるから、いわば「自明の理」であって、恒等的に成立するものと考えられる。したがって、次の関係も必然的に成り立つ「自明の理」である。すなわち、上の関係から、物価安定（$\dot{P}=0$ または $\dot{P}_c=0$）の実現のためには、

$$\dot{M}=\dot{T}-\dot{V} \quad \text{または} \quad \dot{M}=\dot{Y}_r-\dot{V}_i$$

が必要条件となる。

要するに、一般物価の安定（$\dot{P}=0$）のためには、通貨供給量の増加率を実質経済活動水準の成長率と通貨の流通速度の変化率との差に等しくすることが必要であり、また、GNPデフレーターの安定（$\dot{P}_c=0$）のためには、通貨供給量の増加率を実質経済成長率と所得速度の変化率との差に等しくすることが必要となろう。たとえば、実質経済成長率が一〇%の経済社会において、物価安定を維持するためには、もしも所得速度の年間平均低下率が二%であるとすれば、通貨供給量の増加率を平均年率一二%に抑えておくことが必要なのである。

このような物価安定実現のための条件を充たす通貨供給量を「適正通貨供給量」とするならば、この適正水準を超えて供給される流動性は「過剰流動性」であると呼ぶことが許されよう。

わが国において、昭和四六年第Ⅱ四半期以降に発生したマネー・サプライの急増は、この意味において「過剰」な流動性をもたらしたのである。

四　通貨政策の基本的ルール確立のための提言

かくして、序節においてすでに述べたように、現在、日本経済がかかえている二つの大きな課題、すなわちインフレ阻止（物価安定という意味での国内均衡達成）と国際収支の均衡回復（国際均衡達成）という二つの問題は、〃内外における流動性の量と通貨の対内・対外価値の問題を対象とする「通貨政策」の合理的な運営によって解決されねばならない〃。

この観点から、現時点において要請される経済政策運営のあり方を列挙するならば、次のようになる。

まず第一に、国内的には、成長通貨の安定的供給を目的とした通貨政策の基本的ルールを確立する必要がある。それは、物価安定（一般物価もしくはGNPデフレーターの安定）を最優先の政策目標として確認し、その実現のために、通貨供給量を適正水準に維持することである。

その方式は、具体的にいえば、通貨供給量の増加率を実質経済成長率と所得速度の変化率との差に等しくなるようにするというものである。

これを実現するためには、通貨供給量の増加率が過大になる惧れがあるときには、通貨当局に対しては勿論、社会全体に対して警報を発する「警告点」（warning point）を設定することが有効であろ

う。たとえば、

$$\dot{Y}_t - \dot{V}_i \leqq \dot{M} \leqq \dot{Y}_t - \dot{V}_i + \alpha$$

という範囲を設定して、この範囲内に通貨供給量の増加を抑えるよう努力するのである。ただし、$\dot{M}$は通貨供給量の増加率、$\dot{Y}_t$は望ましい実質経済成長率、$\dot{V}_i$は、所得速度の変化率、αは物価上昇率の許容限界である。

現在のわが国においては、おおよそ、望ましい成長率は一〇%程度であり、所得速度の変化率は年平均マイナス二～三%、許容しうる物価上昇率は大きく見積っても二～三%程度であるから、通貨供給の増加率は一四～一六%の水準以下であることが望ましいのである。

次に、今日ではケインズ学派的な景気調整政策手段に堕してしまった財政・金融政策はあくまでも上記の通貨政策の基本的ルールの枠組みの中で運営されなければならない。

したがって、財政・金融政策は、流動性管理の観点からすべて洗い直される必要がある。まず金融政策については、長期的には、伝統的な政策手段のうち、公開市場操作や支払準備率操作が従来以上に重視される必然性がそこに生ずるであろう。なぜならば、これらの手段の方が公定歩合操作による金利政策よりもより直接的に流動性の総量に影響を与えるからである。また金融市場に競争原理を導入するために金利を自由化したり、公社債市場の発達を促進したりすることが、後述の公債発行の緊急性からいっても早急に必要である。なお、当面の過剰流動性を解消するための方策としては、すでに預金準備率の引上げと公定歩合の引上げが数次にわたって行なわれ、預金金利の引上げも行なわれたが、より一層強い金融面からの引締めがなお必要であろう。また預金金利については、物価上昇率を金利に上乗せする物価エスカレート方式を採用することが「分配の正義」を守る観点からも要請されるのである。

財政政策については、当面、民間需要が消費についても投資についても強いので、財政支出の繰延べと削減が必要であるが、長期的には、単年度予算主義を放棄して、流動性管理の観点に立って、公債政策や租税政策を洗い直す必要がある。景気調整のための特別国債制度をつくり、過剰流動性を吸収して凍結しようという意図を盛り込んだいわゆる「経済安定法」は、遺憾ながら陽の目を見ずに終ったが、この発想法は高く評価すべきであろう。また、法人税の引上げが話題にのぼっているが、これも是非とも実現してほしい改善策である。

最後に、これらの国内流動性管理政策が円滑に機能するためには、対外的要因（対外資産の増減）による攪乱を排除する必要がある。そのためには、国際均衡達成のために為替政策を活用するとともに、現在、混乱状態にある国際通貨・通商関係の早急な改善が望まれる。しかし、対外的通貨・通商政策の問題はこの研究の対象範囲の外にあるので、機会をあらためて論ずることにしたい。

（1）経済活動の貨幣的側面を特に重視する接近方法は、一般に「マネタリズム（monetarism）」として知られているが、この観点から行なわれる経済分析の一般的手法とその日本経済への適用例については、次の拙稿を参照されたい。小松憲治「マネタリズムによる経済分析」（『世界経済』一九七三年二月

号および八月号）

（2）報告者（小松）も構成メンバーとなっている政策科学研究所の財政金融政策研究グループ（主査は嘉治元郎東京大学教授）では、一九七三年度の研究計画の中で、セントルイス連邦準備銀行のいわゆる「マネタリスト・モデル」を修正した連立方程式体系によって表現されたＩＰＳモデルを用いて日本経済の最近の動向を分析した結果、以下のような注目すべき経験的事実を発見した。

まず第一に、貨幣ストックの変化が、財政支出の変化よりも安定的かつ継続的に国民総生産に対して正の効果をもたらすという事実である。

第二に、財政支出のうち政府消費の国民総生産に対する効果は、合計としては正の効果をもつが、当期および前年同期の政府消費支出の増加は、むしろ負の効果をもつという意外な結果が明らかとなった。さらに意外なことには、政府投資の効果は少くとも前年同期まで遡及しても負の効果しかないという結果が出た。

第三に、外貨準備高の増加と国民総生産との関係については、当期および前年同期の外貨準備増加の効果は負であり、一期前から三期前までのそれは正の効果をもち、全体としては正の効果をもつことが明らかになった。

第四に、物価については、需要圧力よりも貨幣ストックの変化が圧倒的な影響力をもち、その効果はかなり長期にわたって尾をひくという事実が、解明された。

なお、ＩＰＳモデルの詳細および計算結果については、前出の拙稿「マネタリズムによる経済分析」の第五節「日本経済分析への適用」（『世界経済』一九七三年八月号一二頁～一六頁）を参照されたい。

（3）小松憲治「政策目標としての物価安定の標準について」（『世界経済』一九七〇年五月号および八月号に連載）

過密地域における工業再開発の必要と可能性

上田宗次郎
〈近畿大学〉

1　この問題を取りあげた理由

全国総合開発計画で地域経済の過密と過疎の問題が取りあげられてから、すでに十余年が経過し、その間に諸々の立法措置や行政対策が取られてきたことは周知の通りである。

これを工業立地に限ってみると、工場等の立地についてこれを直接規制しようとする法律には国土保全、開発に関する地域整備法、都市計画に関する諸法、および災害防止等の公害関係の諸法がある。なお、そのほかに規制とは別に、過密地域外に拠点を形成し、工場団地等の造成により立地誘導を図ろうとするもの、交通施設等都市の施設の整備により工場等の移転促進を図ろうとするものなどがある。とくに、過密地域である京浜都市圏および京阪神都市圏では、地域整備法にもとづきその中核地域において工場の立地を制限する既成市街における工場等制限に関する法律が実施されてきた。

このように過密地域における工場の立地制限、分散の政策が、過密化防止、市街地整備、公害防止等それぞれの政策の視点から取りあげられ、その規制が次第に厳しさを加えようとしているが、しかし過密地域における工場集積の実勢は、確かに抑制されてはいるものの、決して、過密地域に存立するにふさわしい工業の質的改善をともないつつ、望ましい姿態とテンポでその抑制が進展していると断ずることはできないようである。そこで問題として提起されるのは、過密地域の既成工業地帯の工場の立地制限、分散の政策が、その結果として実現されつつある工場再配置に果たして望ましい成果をあげているか、また過密地域に残された工業の再開発について積極的な対策なしにすませるかどうかについての吟味である。言葉を換えれば、現在の工業立地政策が、過密地域における工業立地の抑制、移転促進に重点を置くあまり、過密地域に存在するとはいえ、今日わが国の工業立地形成のうえで、量的にもまた経済効率においても、重要な役割を果たしている既成工業地帯の工業再開発の必要と重要性について、あまりにも等閑に付してきたのではないかという反省である。

ここでは、これらの問題について、京阪神都市圏の最近の工場立地の動勢と過密地域尼崎市の機械、金属工業の実態を事例として、若干の観察を加えてみる。

2　過密地域における工場立地の動勢と工業構造の変化

京阪神都市圏における工場立地の最近の動勢は、われわれの調査

を含め、最近の二、三の資料によってみてみるに、その動勢はいずれの資料によってみても、都心からドーナツ化現象を描きつつ、そのほとんど、すなわち七〇%前後が三〇キロ圏内の近郊地域における立地となっており、端的に言って過密地域からの工場の分散は、過密地域をその周辺部に拡大再生産する結果を招いたことを示している。近郊地域における工場の立地は、既成都市地域におけるよりも混乱した住工混在の地域を再生産しているのである。過密地域における既成工業地帯の立地抑制、移転促進の政策は、このような成果と対比しつつ評価されなければならないし、また既成工業地帯の再開発の工夫と対比しつつ評価されなければならないであろう。

工業立地の諸政策は、過密の弊害除去に重点を置いて、過密地域における工業再開発には極めて消極的であるが、その結果は、最近の過密地域における工業構造の変化にみられるごとく、それは都市型工業への推移を示しつつも、大都市の経済機能の一環としての既成工業地帯の工業の体質の悪化ないし低下を招いている。大阪市域を事例としてみるに、明らかに高次加工型機械金属関連工業、情報指向型雑貨工業の都市型工業への推移を示しつつも（大阪市経済局刊大阪経済六六、拙稿大阪市工業構造の変化とその評価参照）、依然として都市型工業化にとって重大な障害となっている基礎素材生産に傾斜した構造を残しており、また規模別には九人以下の零細事業所の激増と、二〇人以上規模、なかでも二〇～一九九人の中小規模事業所の激減の傾向を示し、付加価値の低い、収益性の乏しい工場の市域への集積、住工混在の激化、公害防止規制の一層の困難化などの問題を生じている。端的に言えば、既成工業地帯の工場立地の優位な条件の活用が考えられず、規制による悪結果と放任による荒廃を招いている。

3　過密地域における工業の実態と工業再開発の必要と可能性

さらに、過密地域における既成工業地帯の工場の立地動勢に関連した実態を、尼崎市の基幹産業――機械・金属工業についてみつつ、工業再開発の問題を考えてみよう（拙稿尼崎市機械・金属工業実態調査報告書、昭和四八年参照）。

この地域の機械・金属工業は、近年出荷額、従業者数の伸び率とも、全国ならびに阪神工業圏の平均のそれを下回り、その地位は低下傾向を辿りつつあるが、業種別には輸送用機械器具、精密機械、一般機械、金属製品で比較的高い成長を遂げ、鉄鋼、非鉄金属、電気機械器具では停滞的で、昭和四〇～四六年の従業者の伸び率では金属計九八・二、機械計一〇九・八と、素材加工型の工業から機械加工型の工業への推移を示している。さらに、産業小分類の業種でみれば、より精度の高い、またより複雑化した加工度の高い製品分野の伸びの高いことが明らかである。このように都市型工業への推移を示していることは、大阪市域の工業構造の変化でみたと同様であるが、しかし、この地域の工業が体質改善の実をあげてきているかどうかについては、多くの否定的な答しか得られない。

業種別に、個別企業の経営内容の推移を示す指標を取ってみてみると、工業構造の変化と関連して知られる顕著な特徴は、この地域で相対的に地位を高めてきた業種で必ずしも良好な指標を示す企業

の比率が高かったわけではなく、また反対に著しく地位を低下してきた業種で必ずしも良好でない指標を示す企業の比率が高かったわけでもなかったことである。このことは、この地域における工業の構造変化と再開発に、残された重大な問題の存在することを示しているといい得よう。

そこで、尼崎市の機械・金属工業の実態に即して、このような問題に関連して、過密地域における既成工業地帯の再開発にどのような可能性が存在しているかについて、この調査によって知られた諸点をあげてみる。

(1) 体質改善の機会と余地　工場の立地移転の頻度や開廃業の状況から知られることであるが、現実には過密地域においても、工場の存続は固定したものではなく、その新陳代謝はかなり高い比率で生じている。その機会を利用すれば、この地域における工業の構造ならびに企業の体質改善、すなわち工業再開発による高度化には、その機会と余地が十分に存在していることである。

(2) 都市型工業に有利な立地性　現在地の立地条件の評価では、この地域が輸送、交通ならびに、親企業・仕入先・販売先など他の事業所との産業関連のうえで、とくに秀れた立地条件を具備していることが示されている。これらの条件を生かした都市型工業の再開発には、積極的にその利点を生かしうる。もっとも、土地の入手難、公害、通勤難など、この地域で不利となっている立地条件も確かにその比率は高く、全体としてこれ以上新しい工場地帯の拡張は、この地域にとって望ましくないことは明らかである。しかし、既存工場の都市型工業への生産転換などにより、この地域の工業の構造とともに、企業体質の改善を図ることの必要は、このことによっていささかも損われるわけではない。

(3) 望ましい業種、事業所のパターン　個別企業の経営内容を示す指標によってみて、業種、事業所の規模階層のグループにおける事業所の発展と停滞、衰退の分布にみられる両極分化の傾向は、この地域に所在する望ましい業種や事業所のパターンをかなり明らかに示している。なかでも、二九人以下の事業所の経営指標の劣位と二九～九九人規模の経営指標の相対的な優位が対照的であり、適度規模対策がこの地域の事業所の体質改善の一つの目度となりうることを示唆している。

(4) 中小企業の産業公害の局地性　経営の指標が比較的良好なのは、業種別には一般機械、精密機械で、規模別には三〇～九九人の事業所であったが、産業公害の発生もまたこの規模層で最も高い比率を示していた。しかし、その公害の種類でみれば明らかなように、その七四%は騒音、振動、臭気、粉じんといった局地公害で、大規模事業所のものを除けば、用途地域の指定による住工分離の工夫によって解決せられる性質のものである。

以上に指摘したような条件をみてみると、過密地域における工業再開発には、十分にその可能性が存在することが知られよう。

ここでは、過密地域における工業再開発の積極的な施策の必要を強調し、その成果についての可能性をみてきたわけである。現行の地域政策では、過密化の解消に重点を置くあまり、全国的にみて過密地域に存在する広大な既成工業地帯が、ただ旧態のままに放置され、この地帯の公害の除去や、この地域に適した産業構造の改善、

効率化が積極的に工夫されず、その立地の優位性が次第に活用されなくなる恐れが十分にあると思われる。

工業立地政策は、過密地域における工業がわが国産業の高度化にともなって、都市型の新しい知識産業へと変身する必要とその重要性を十分に認識しなければならず、その地域的な関連で、大都市の他の諸産業の存立の重要な基盤を形成している工業の適正な立地を受け入れるのにやぶさかであってはならないのである。

質問一（立教大学　加藤誠一）

1　都市外にスプロール化した工場は、大阪を中心とした周辺にドーナツ現象を形成しており、好ましくないといわれるが、ではどういう立地が好ましいのか。

2　スプロール化できないで都市内に滞留し増加している小零細工場は、大阪でもスラム化しているといわれるが、これらは都市集積メリットをもち、都市内で解決するほかはないと考えるが、具体的な方策があればお教え願いたい。

答　1　現在の工場の都市外へのスプロール化は、住工混在のままに放置されている点に最大の問題がある。それ故に、スプロール化するにしても、これら地域の用途地域の指定を厳重にし、住工混在を許している工業地域、準工業地域をできるだけ少なくし、工業専用地域の指定地に工場を集中立地せしめるのが望ましい。

また、鋳物や鍛造、メッキ工業にみられるように、在来の工業地域に集団して封じ込めておくほうが、公害が少なく、対策も容易であるので、そのほうが望ましい。これらの工場をスプロール化すると、かえって公害を撒き散らすことになる。

2　小零細工業は、都市内だけでなく、大都市の周辺部でも著しく増加しているが、これら工場は立地規制の対象にならないため、スラム化の弊害が著しい。これら工場は住宅地域から分離し難いにしても、工場アパートの建設等によって集団化し、住工混在の弊害除去の施策に重点をおくのが望ましいと思う。

質問二（名古屋大学　藤井　隆）

零細都市型工業の体質変化とスプロール化について周辺の団地（住宅地）のような地域機能の純化の核になるようなものが工業にもみられるかどうか。もしみられるとすれば拮抗力の上に土地利用の純化空間の分業が成立していくとみることができるし再開発政策の方式を確立できるということができる。ご研究の地域についての可能性についてどうみていらっしゃるかご教示いただきたいと思います。そういった意味で中小企業団地が成功したかどうかについてもお伺いしたいところです。

答　大阪市域で最近増加しつつある零細都市型工業は、高次加工型機械金属関連工業、情報指向型雑貨工業が主なものである。これら工業の都市内の立地は地域的に集団性が強い。しかし、住工混在が激しいので、その弊害を除去するために工場アパートのような方式は有効であると思われるが、都市内では土地利用を純化した中小企業団地の造成は、地域的な集団性を生かしてでは、用地難のために難しい。

地域開発と乗数効果

——徳島県県南地域の観光開発を事例として——

宮坂正治
〈信州大学〉

一　もんだい

わが国の各地域は、それぞれその地域の特色を生かした産業の発展を考えるとともに、豊かな観光資源を包摂しているところでは、自然の保護との調和を考慮しながら、地域開発の一環として観光開発のための投資を行なっている。地域開発の理念は、いうまでもなく、地域住民の福祉の増大が先決であって、それが波及して国民全体の豊かな生活につながるものでなければならない。[1] 観光投資も、地域開発の一つとして行なわれるものであるならば、当然、その結果は、地域住民の福祉につながる形で、それぞれの投資段階を通して経済効果をもたらさなければならないし、それがひいては、国民経済の発展にプラスするはずのものと考えられる。

ここでは、観光投資がどのような形で、その投資段階ごとに、換言すれば、(1)観光道路その他諸施設の建設のための投資段階、(2)観光客が誘導され来訪することに対応して観光関連事業の投資段階などにおいて、どの程度の経済効果が生ずるか、また、観光のみならず、[2] 一般の地域開発投資の結果、生ずるであろう乗数効果を測定することを「もんだい」としたい。

たまたま、徳島県県南地域の観光実態調査[3]を行なう機会を与えられたので、この地域を事例として、この「もんだい」を解明し、その結果を通して、今後の観光開発のための一つの投資政策のあり方を示唆してみたいと思う。

二　地域開発の乗数効果測定の方法

いま、事例研究しようとしているのは、徳島県県南地域の観光開発の一つである南阿波サンライン建設のための投資の、徳島県への経済効果と、他は、徳島県全域の観光開発の投資効果、ならびに一般的な地域開発投資効果の測定である。そこで、それぞれの投資乗数計測の方法をつぎに要約して述べることとする。

(1)南阿波サンラインは海部郡の日和佐町から牟岐町にかけて、昭和四三年一二月に徳島県営有料道路として着工され、第一期工事は完成し、同四五年九月供用を開始した。その後、第二期工事が行なわれているが、ここでは第一期工事建設の投資効果のみ測定した。

(i)第一段階：第一期工事費は一七億六百万円であるが、直接、投

資効果のあると思われるのは、測量調査費、道路工事費、建物工事費、開業準備費、創業費で総計一、一二七、二八五、四三八円であった。これらの諸事業費が、第一期工事に従事した全企業に、いかなる費用項目で、どのような地域へ配賦されたかをみるために、実態調査を行ない、それを明らかにした。これらの費用のうち、地域住民に賃金あるいは利潤などとなってあらわれるとき、第一段階の所得効果が発揮される。

(ii)第二段階：先の第一段階の所得が消費される総額は、所得に地域住民の平均もしくは限界消費性向を乗ずることによって求まる。いま、この総消費額がそのまま県内外の企業や従業員の利潤や賃金などの所得となると想定したり、これが各企業の費用項目に配賦される比率も第一段階と同一であると仮定して、この総消費額に各費用項目の配賦率を乗ずる。こうして得た計数に、徳島県内と県外への配賦率を第一段階と同一と仮定して、この比率を乗じて第二段階での県内の所得効果とする。第二段階でのこうした種々の仮定は、問題があると思われるが一応便宜的にこれを用いた。元来、このような所得効果の流れは、(iii)第二段階からさらに第三段階、(iv)第四段階へと漸次無限に近くまで続くものと推測されるが、ここでは地域の特性上から第四段階まで計測を行なった。

これらの投資の結果生まれた第一段階から第四段階までの所得の合計を、最初の総投資額で除した値を「一般投資乗数」とし、徳島県内へのみの総投資額で除した値を「地域内投資乗数」と仮称して、それぞれの乗数値を求めた。

(2)観光開発の最初に基盤整備がなされると、当然、観光諸施設が建設され、その結果観光客が増大し、その地域に経済効果が発揮されるものと思われる。いま、徳島県を来訪した観光客の観光消費増分が、そのまま観光関連企業の投資の増分となってあらわれるものと想定して投資乗数効果を測定した。すなわち、(i)観光投資によって得られた第一段階の所得増加分、(ii)第二段階のそれ、(iii)第三段階のそれ、(iv)……→∞を計算し、その合計を、最初の観光消費額で除した値を「観光投資乗数」と仮称して乗数値を計算した。

(3)ある地域の開発投資をなした結果、どのような経済効果がその地域に生ずるか、すなわち地域乗数の測定方法は、周知のように、すでに宮沢健一氏[4]が開発された、つぎの方式が一般に利用されている。

$$M=\frac{\alpha\beta}{1-(C-m)\alpha\beta-(1-\alpha)\gamma}$$

ただし、Mは地域乗数、αは付加価値率、βは地域内所得化率、γは地域内資材自給率、Cは限界消費性向、mは消費財移輸入性向である。ここでも、この方式にそって地域乗数値を計測してみた。

三　乗数効果測定の結果とその考察

計測過程は、紙面の都合上省略して、それぞれの投資の乗数効果をみるとつぎのようである。

(1)南阿波サンライン建設の投資乗数

$$\text{一般投資乗数}=\frac{\text{円}}{943,628,427}+\frac{\text{円}}{463,344,132}+\frac{\text{円}}{254,300,880}+\frac{\text{円}}{155,381,561}=1.10$$

$$\frac{1,627,285,438\text{円}}{\text{(総投資額)}}$$

(但し，分子は第1，第2，第3，第4各段階の所得の増分額)

地域内投資乗数＝

$$\frac{1,816,655,000円}{943,628,427円\ (総投資額のうちの徳島県内分)}=1.92$$

一般に，建設投資の地域乗数としてどちらをとるかといえば，地域内への経済効果をみるだけに，「地域内投資乗数」であるように思われる。

(2)徳島県の観光乗数（昭和四五年度）

①宿泊業の所得増加分＝$78,534,540\times10^3$円

②土産品店の所得増加分＝$22,938,660\times10^3$円

③その他観光関連事業の所得増加分＝$34,450,866\times10^3$円

④昭和45年度徳島県観光消費額＝$37,923,822\times10^3$円

観光乗数＝

$$\frac{78,534,540\times10^3円+22,938,660\times10^3円+34,450,866\times10^3円}{37,923,822\times10^3円}$$

$$=3.53$$

ここで，他の地域の観光乗数[5]をみると，香川県小豆島：一・三二，長野県：宿泊業二・〇三，土産品店一・七八，岐阜県：宿泊業一・九〇，土産品店一・六六，熊本県：宿泊業一・九三，土産品店一・八六，大分県：宿泊業二・一五，土産品店一・九一である。

いずれかといえば，徳島県での観光開発のための投資の経済効果は，未開発あるいは後進地域が多いだけに，かなり大きいものと規定してよいのではなかろうか。

(3)徳島県の地域乗数（昭和四五年度，単位はすべて百万円）

$$m=\frac{消費財移輸入額}{個人所得}=\frac{102,212.69}{379,454}=0.269$$

C＝限界消費性向＝74.4%

γ＝(資材・原材料の県内消費額－資材・原材料の県内消費額×県内総支出額中に占める移輸入額の比率×移輸入額のうちの資材・原材料の占める比率) ÷資材・原材料の県内消費額

$=(179,783-179,783\times0.674\times0.5)\div179,783=0.663$

α＝(第1次産業付加価値率＋第2次産業付加価値率) ÷ 2

$=(63.23\%+34.89\%)\div2=51.56\%$

β＝1－(法人所得の県民分配所得のなかに占める割合×法人所得のうち県外に流出する割合)

$=1-(0.079\times0.5)=0.960$

$$\therefore M=\frac{0.5156\times0.960}{1-(0.744-0.269)\times0.5156\times0.960-(1-0.5156)\times0.663}$$

$$=1.1156$$

もし県民所得の増加に対応して，第三次産業の所得増加が，生産所得中の構成比五四・二%と同率であると想定すれば，修正された地域乗数は $1.1156\times\frac{1}{(1-0.542)}=2.4356$ となる。

さて，本報告とほとんど同様な方式によって算出された他地域の乗数値[6]をみると，北海道は二・六三(昭・三〇)，山形県は一・六五(昭・三〇)，鹿児島県(昭・二八)は域内所得化率が九八・六九%のとき一・八九三強，九七・五五%のとき一・八一弱である。ここに，地域構造がかなり異なることによって，その地域乗数も異なるものと理解されうる。

四　結び――今後の観光開発投資政策の一つのあり方――

およそ、観光開発を行なう地域は、工業、商業などの比較的付加価値の大きい産業が不振な農林業地帯であって、地域の開発拠点造成政策、過疎対策の一つとして行なわれるところの、経済的欲求の厳しい観光投資である。それだけに、観光投資が、どのくらい経済効果があるかを、投資した企業あるいは政府自体の収益のみではなく、その投資効果が波及して地域住民の生活を豊かにするように考えていかなくては、観光開発の意義はないとも極言できるのではなかろうか。

他面、現在、自然保護が観光開発に関連して強く叫ばれている。これは、しばしば観光開発にともなって、美しい自然が破壊され、それが地域住民に将来大きな悪影響をおよぼすような状況が、事実として各地にみられるからではなかろうか。したがって、たとえば、ここでとりあげた徳島県県南地域のごとき、海と山という自然を対象にして種々の観光投資が行なわれるにいたっては、十分、自然保全をふまえて、その投資効果を計測して、最も効果ある投資政策をなすべきであることを決して忘れてはならない。

しかも、できうるならば、この投資乗数測定のプロセスからも推察できるように、観光投資が先行となって、他の産業へも十分波及して、観光ともども、その地域に従来からある産業が発展するような投資政策のあり方を考えることもきわめて大切であって、これこそが、質・量両面にわたって地域住民の福祉の増大につながっていくものと信ずるのである。

(1) 宮坂正治『増補版・工業立地論』古今書院、昭・48、一七五―一七七頁参照。

(2) M. C. Daly: An Approximation to a Geographical Multiplier. *Economic Journal*, 1940, Vol. 50, June-Sept., pp. 248-258. 参照。

(3) 宮坂正治編『観光開発に伴う地域経済効果に関する調査報告書―徳島県牟岐町古牟岐地区を中心として――』徳島県・日本観光協会、昭・48、に詳細がある。ついてみられたい。

(4) 宮沢健一「開発投資の地域乗数分析」(中山伊知郎編『北海道開発論』東洋経済新報社、昭・35、四九―五三頁)

(5) 伊藤善市編『観光産業の経済効果』日本交通公社、昭・41。宮坂正治・三井高茂編『未開発地域における観光開発の効果に関する調査報告書』日本観光協会、昭・41。

(6) 宮沢健一「前掲論文」(中山伊知郎編『前掲書』五八頁)、伊藤善市『国土開発の経済学』春秋社、昭・36、一〇八頁。西岡久雄『立地と地域経済』三弥井書店、昭・44、二五五頁参照。

質問一　(東京女子大学　**伊藤善市**)

(1)報告者は、地域乗数値が基礎データ、計算方法をはじめ、地域構造や発展段階の差異に応じて異なりうるとされるが、このほかに地域のとり方という要因が大きく影響するのではない

か。市町村、県、地方、一国全体というふうに、面積が広域化するにつれて、リーケージが小さくなるからである。小豆島の乗数値が、徳島県や北海道よりも小さいのは、そのためであると思われるがどうか。

(2)モータリゼーションが進み、交通・通信のネットワークが整備され、いわゆる情報化社会をむかえると、日本列島はワン・ユニットとなり、地域分業のシステムが強化される。乗数効果だけを強調すると、自己完璧型の経済構造が重視され、資源の最適利用を妨げる場合もありうる。したがって、広域的な視点に立って、産業連関効果をも考慮し、乗数効果基準が投資基準の一つでしかないことを承知しておく必要があると思われるがどうか。

答 (1)小豆島の乗数値が他地域より小さいのは、確かに、一つには地域の広さのとり方に関係あると思います。

(2)あまり乗数効果のみにこだわらず、広域的な視点に立って、種々の経済効果を配慮し、地域開発の投資を考えることが必要であると思います。

質問二 (名古屋大学　藤井　隆)

地域乗数の時間的変化を出すことが、地域の広さの分類を考えると同様に重要なのではないだろうか。地域内投入産出表での連関は、静的だけれども、同じ静的なものでも、乗数の時系列変化の方がとりやすい。乗数の値が低下していくことは、地域内の連関が高まった結果でもある。

こういう視点からすれば、地域内連関分析では分析できない盲点を分析する武器として発展させることができるのではないだろうか。

一地域の乗数分析でなく、多数地域についての時系列分析を組合わしたときのモデルを作成されて、普及をはかられることが望まれよう。細かいデータを分析されて求められた方式を是非大きく生かされることをお願い申し上げます。

答 地域乗数の計測にあたり、時間的変化を考慮することが、地域開発の経済効果を動態的にみるうえにおいて、御説の通り大切なことと思います。

今後、それぞれの地域の地域内連関分析と平行して、その地域乗数についての時系列分析が研究でき、その成果を普及できれば幸いですが、多々問題があるように思われます。

質問三 (名古屋大学　梅下隆芳)

最も地域乗数の大きい地域産業構造を育成することが、地域開発政策の方向であるとするなら、それは、地域一セット方式主義であり、マクロレベルでの地域分業開発方式と矛盾することになるのではないのか。

答 一地域の開発政策の方向を探るにあたり、その地域乗数値や他の方法による分析結果をもあわせ考えるとともに、マクロレベルでの他地域の産業構造との均衡を配慮すれば、御質問の事項の矛盾はなくなるように思います。

繊維産業における垂直的統合と分業

中村精〈南山大学〉

一　垂直的統合の決定要因

1コスト引下げ。(1)統合の技術的補完性。(2)市場コストの節約。(3)技術的優位性。(4)賃金格差の縮少。

2品質、デザイン、秘密保持、情報収集。

3安定市場確保。(1)原料市場確保。(a)寡占的供給拒否を免れるため。(b)遡及による参入障壁樹立、寡占支配のため。(2)販売市場確保。寡占的大企業の巨大固定資産連続的稼動のため安定的販売市場確保の要。(3)市場未発達。(4)好調分野進出。

以上の諸要因は特定の基礎的諸条件が寡占的市場構造と結びついて形成される。綿合繊産業を対象としてこの作業仮説としての一般的決定要因の検証を試みる。

二　後方統合（原料遡及）

1遡及度、遡及形態

合繊工程からの後方統合は昭和三七年から次第に増え、昭和三九、四〇年繊維不況後急速に展開したが、昭和三六年までにもすでに一部行なわれた。昭和四六年一二月現在の主要繊維の遡及度、遡及形態に見られる点は第一に遡及度は遡及が進む程弱くなること、第二に東レ、旭化成、帝人、クラレが主力であること、第三に合弁、子会社形態が多いことである。日本は伝統的に化学資本が弱く繊維資本が強力で、そのため化学資本は欧米のように合繊生産を行なわず、中間原料部門でストップし、むしろ合繊メーカーが遡及した。

遡及形態の特長としては、(1)素原料まで遡及、油化資本と対抗のタイプ、(2)中間原料まで遡及し、油化資本と合弁の形態、(3)遡及度弱く合繊段階で前方統合目的の化学資本と合弁形態の多い綿紡系タイプ、に分れる。

2遡及原因

(1)生産工程の同一性。モノマーまでと合繊工程とはいずれも基本的に化学装置体系に属し、また寡占的大規模経済を前提とする。(2)コスト引下げ。中間マージン排除、合繊隣接地に原料工場設立による輸送費減、副製品利用によるコスト低減等の諸主張には疑問があり、むしろ技術革新競争に参加することによるコスト引下げが主要原因だった。(3)原料市場確保。(a)中間原料米国輸入高度依存は寡占的操作の不利を蒙るため脱却の要があった。(b)参入障壁。遡及による参入障壁樹立、寡占価格支配はない。しかし参入しようとする場合の参入障壁については、生産物差別は阻害要因とならず、大規模経済は昭和四〇年以後原料を消化し切れる位の合繊段階規模に達し

た一部大手メーカーには阻害要因とならなかったが、生産規模の低い他社には阻害要因だった。費用格差は技術経験の深い東レ、旭化成だけが少なく、他社には阻害要因となった。これらは合弁で切抜けた。原料供給企業と特定の資本関係にあり、参入が阻まれた例として三菱レイヨン、日本レイヨンがある。綿紡は最大手三社を除いて技術力、資本力、販売力において参入障壁が高かった。原料市場未成熟のための安定市場確保が遡及の主因となった例として東レのカプロラクタム自給があげられる。(4)好調分野に進出。昭和三九、四〇年繊維不況期に原料遡及し、原料過剰生産の昭和四六年に遡及停滞した。綿紡大手の場合、主導力確保が昭和三八年以降後発ながら成長合繊部門への遡及を進めさせた根拠である。(5)品質、デザイン、秘密保持、情報収集。品質的に統一され、生産物差別産業でないためこれらが遡及原因となること少なかった。

ところで以上の遡及諸形態のいずれもが寡占的市場構造と深くかかわりあっており、またシェラーのあげる基礎的諸条件のうち技術の性格、原料の立地及び保有、需要の成長率にそれぞれ該当する(F.M. Scherer, Industrial Market Structure and Economic Performance p. 5)。すなわちこの二つが結びついて遡及が展開している。

合弁理由。(a)石油化学メーカーの技術利用、(b)スケールメットのない合繊メーカーの結集、(c)資本的理由、(d)資本負担軽減、(e)技術的性格異ること、(f)採算明確意図、(g)石油化学メーカーには販路確保。

三　前方統合

1 前方統合の企業行動—統合決定要因の実証

紡績の織布兼営は日清戦争以後すでに起っているが、この原因についての関桂三氏日本綿業論の論旨には疑問があり、やはり広幅織布量産兼営輸出のコスト低下に主因があったと見られる（決定要因1(3)）。染色加工兼営は大正中期から始まるが、染色の近代化おくれ、専業不十分のことが原因だった（決定要因3(3)）。

賃織が戦時統制経済下でおこり、戦後も続くが、戦争直後は準統合というよりもむしろ下請利用の分業的性格が強かった。準統合の性格が強まったのは昭和二七、二八年繊維不況の進展の中で市場確保の必要が増大した以後である（決定要因3(2)）。これに合繊が新製品として技術、販売指導の要が強かったことが拍車をかけた（決定要因2、3(3)）。さらにその後発展途上国進出で輸出の内需転換、所得増大に伴う内需の多様性が特に昭和四〇年以降顕著になった。このためには消費動向把握が緊要で末端までの前方統合が必要となってきた（決定要因2）。しかし需要の多様性と変化のため大規模経済性が乏しく、賃金格差の縮少もなお限度があり、また管理費格差も加わり、大企業自家生産のコスト優位性はむつかしかった。この打開策が系列——下請のより緊密な関係——に求められたのである。また戦後初期における綿布好調時において兼営織布増大し、その後停滞期とともに減少、近年における二次製品、ニット段階における好調が末端系列強化の刺激要因となっている（決定要因3(4)）。

すなわち決定要因項目の大半が繊維前方統合に関して該当し実証される。これらの大半はシェラーのあげる基礎的諸条件でカバーされ、また前方統合の最重要目的である販売市場の安定的確保とその

ためのマーケティング諸行動は寡占市場構造を前提としており、この両者によって繊維前方統合の企業行動が規定され、上記決定諸要因はこれを具体的に体現するといわねばならぬ。

2 統合形態

合繊企業の場合自家紡比率推計平均昭和四〇年一六%、四七年一二%となり、自家織はゼロである。賃織比率は多様であるが平均大体原糸紡糸の五〇%である。綿混紡は紡績会社に売放し、レーヨン混、純紡糸をチョップ物自家紡賃織、二〇—三〇番手物賃紡売放しが一つのケースである。賃紡賃織の場合当初は売値売先指定がなされたが漸次集中低下、製品氾濫の中でサービスのみで指定しないという企業が生じてきた。

九大紡の場合自家織比率推計昭和四六年二五%、昭和二五年三九%と下降する。

3 川下志向の諸問題

(1)川下の主導権。大手メーカーは近年末端まで進出の情勢が出てきたが、すでに川下所在の諸グループ——大手商社、産元問屋、製品問屋、量販店、百貨店、二次製品業者等——と競合の面は持ちながらも、これらとはまた売手買手の関係であり、競争熾列化というよりも提携の途も出て来、大手メーカーの進出も制覇という形にはならず、部分的に止まり、複数グループの併存という形が考えられる。

(2)合繊メーカーの政策、昭和四〇年合繊不況後は、製品は普及して系列指導の要が薄らぎ、他方尨大な資金投下に対する反省が生じ原料遡及、前方よりの後退が展開した。しかし市場確保の不安、今までの前方進出の蓄積を商社に渡すことの勿体なさから、後退は各企業の論議の的となった。東レの場合昭和四八年川下部門が東レテキスタイルに改組され、独立採算制が施かれ、これを通じて販売市場確保が図られる。これは前方からの後退を必ずしも考えていない証拠となろう。他方後退も一般に見られたが、長期的には製品豊饒が予想されるとき、商社に売放して自社製品が売切れるだろうかという不安は常につきまとっており、その限りにおいて後退に限度がある。むしろ押返しも予想される。

四 市場成果

1 後方統合

(1)技術的効率。技術革新によるコスト低下、量産メリットが一般に遡及の根拠で、コスト面での市場成果は悪くないといえる。

(2)配分効率。石油化学と合繊各企業間競争、系列間競争があり、流動性なお強く、現実は建値制が緩んできている。参入障壁による原料拒否、高価格販売実行の状態にない。

(3)進歩。技術進歩が遡及の主因であったし、また遡及は原料低コスト入手を容易にすることによって合繊成長をむしろ支えた。すなわち現在までのところ後方統合の市場成果は悪くないといえる。

2 前方統合

(1)技術的効率。自社生産から系列に切換の一根拠はコスト格差にあり、また系列企業への技術指導があった。

(2)配分効率。合繊系列初期は価格圧搾、原料供給操作がある程度

あったが、後発参入と共に系列緩和し、資源配分阻害は強くはいえない。

(3)進歩。技術指導、近代設備奨励は系列の一根拠で、技術進歩にはむしろ促進的役割をもつ。

(4)販売費用。卸小売部門の統合はごく一部であり、そしてマスファッションの現実を所与とするとき、マーケティング費用は生産に直結し、その増大はある程度避けられなかろう。

(5)系列と社会的分業。系列が産業組織論視点の効率と進歩を悪くしなかったとしても、支配従属的不平等を是認していいか。織編縫製中小企業の社会的分業による効率と進歩は期待出来ぬものか。これは大きな問題である。最近いわれる垂直的システム化は情報、品質の流れを緊密にする点で意味がある。メンバーの創意自主性が生かされ、有効競争が行なわれるよう構造的配慮を条件としてこれは是認されよう。ただメーカー同士対等のグループ化は独立を本性とする織維中小企業において容易に達し難い途といえる。

本論詳細は「織維産業における垂直的統合と分業ⅠⅡⅢ」(「アカデミア」九四集、九五集、一〇〇集)を参照されたい。

質問 (桜美林大学　石井金之助)

①原糸メーカーの前方統合に対しての総合商社の果たす役割は何か。

②前方統合はこんご国際的にいかなる展開をするか。

答 (1)系列準統合の場合、商社は機屋倒産等の危険負担や金融上の任務をもつ。また商社が販売ルートや機屋ニッターの生産ルートを押えている場合、原糸メーカーがこれを利用しようとして商社経由売りの買い形式をとる。また総合商社は流通機能の外商品企画、金融などあらゆる機能をもち、時にはシステム・オーガナイザーとして機能し、原糸メーカーは前方統合においてこれと競合と同時に提携の途も出てくる。

(2)輸出優位は低番品を先頭に急速に弱まってきた。この対策として海外現地生産が進められつつある。主に発展途上国低廉労働力で織編縫製を担当させ、現地消費あるいは日本に輸入して染色等再加工が企画される。ただ現地ナショナリズムの中で日本国内製品と国際分業を図りながら適切な企業経営を行なうことに難しい問題がある。

国際化時代の産業組織

——軽工業を中心とした変革の方向——

石井金之助
〈桜美林大学〉

一　現代の国際化とは何か

現代は国際化時代といわれるが、それはたんに国際貿易の増大により、国際分業化が急速に進むことのみをいうのではない。すなわち、経済の国際的相互依存、相互浸透というレベルでのみ国際化をとらえるべきではないと思う。

それは生産要素の国際的な流動化ということが特徴であろう。資本についていえば六〇年代を通じての直接投資は、一般的に利益率の差に集約されて先進国域内向けに行なわれていた。しかし、七〇年代に入るや市場防衛、原料立地、低労務コストの利用、多角的な市場開発等々、複雑な資本進出の動機をもって、生産要素たる資本の国際的流動化は全世界的にますます進みつつある。

また労働力についても、すでに一、二〇〇万人の移民労働力をもつEC諸国の例に示されるように、国際的な流動化がみられている。しかも注目すべきことは、商品貿易（技術を含めて）のみならず、資本交流の面においても、東西という社会体制の異なる国家間においてさえ進みつつある点である。

このように国際間においても、五〇年代、六〇年代を通じてあらわれたような絶対的価値観を尺度とした国家間の関係が相対的価値観を基準とした流動的な形に転換していきつつあるのも七〇年代の特色である。すなわち、七〇年代の国際関係を律するものは、経済優位の指向といえるであろう。

二　三つの経済原理の国際的適用

七〇年代の経済原理には次の三つの原理がある。すなわち、①成長の経済原理、②経済価値の公正分配原理、③規範の経済原理

各先進諸国とも完全雇用をめざし、経済政策を展開しているため、成長原理は政策の主軸をなしている。しかしながら、経済資源の効率的利用による経済価値生産に対しても、貿易、国際通貨等々の面からの制約、さらに基本的には、一でのべた生産要素供給の限界などにより、水平的、垂直的な国際分業化をはからねばならぬ環境となりつつある。

また資源の公正分配も、いままでのように自由競争原理のみでは

達成できず、計画性を強く導入し、これを実現するための政策の必要が強まりつつある。このため、政府の管理機能はますますいずれの自由経済諸国でも強化されてゆく傾向をもつ。

七〇年代においては経済分野でも急速に環境重視傾向が増強されつつある。周知のとおり、地球表面の有限性確認により、自然資源と工業化、人口増加と食糧生産、空間利用の限界からくる工業化と環境汚染の問題等々ローマクラブの指摘したような自然生態系と社会経済システムの間の不調和による公害、食糧危機、資源問題等々の人類社会に対する危機的要素が顕在化されはじめたことである。

核時代の全面戦争抑止とともに、このような絶対的危機を回避するため、自然生態系への社会経済システムを調和さす目的をもつ、新しい意味の Normative な経済原理が強調されはじめている。

以上の三つの経済原理の総合的適用が、単一国家レベル、国連レベルの両建てによって行なわれつつある。特に③の原理は新しい経済政策の性格決定を迫っているのである。

三　開発途上諸国の工業開発

戦後の経済政策は一般的に①の成長原理本位で進められてきた。その結果は、国内的には先進国における公害等の危機的問題を招来させたが、国際的には南北問題という経済資源や経済価値の国家間の分配の著しい不公正を進めてきた。

この国際的分配の甚しい不公正さの是正は、たんに社会的正義や世界平和の維持という観点のみでなく、先進国側の経済利益面からも追求されねばならぬ環境となりつつあるのが七〇年代の特色である。それは世界人口の三分の二を占める開発途上諸国の人口増加率は年平均二・七%であり、このままでは世界人口は今世紀末で倍増し、食糧危機や環境悪化はさけられない有様である。こうした人口増加を抑止するためにも、これら諸国の所得水準の向上が絶対的に必要であり、そのためには工業化をはかることがのぞまれるわけである。

それのみでなく、開発途上国の中には資源保有国がかなりあり、その資源利用は先進国経済にとっては重要な意義をもち、いまやこれら資源保有国と資源利用国との間の合理的、かつ公正な経済交流が極めて大切な問題となりつつある。(同時に開発途上国の中の資源保有国と非保有国との間の所得格差のひらきをいかに均衡させるかということも重要な問題である。)

これら開発途上諸国の工業化はその経済効果として所得上昇効果とともに雇用吸収効果が要求されるため、一次産業と二次産業の調和を保った発達が必要であり、二次産業としても軽工業優位の構造が必要とされている。

しかも、これら諸国では不足している資本や技術を国際的に導入し、合理的に管理しうる開発と調整の社会システムの確立が重要である。

また、これら諸国においても所得や資源の公正分配の経済原理に基づく計画的な経済政策の採用が大切である。何しろこうした諸国の社会経済基盤は前近代的であるため、この革新、特に前近代的なサービス産業の近代化が必要であろう。

しかし客観的にみれば開発途上諸国では物財生産主導の産業組織

の確立をはかることが何よりも大切であり、これを円滑になしうる流通機構その他のサービス産業の発達も必要である。すなわち、これら諸国では規範原理を尊重しながら、成長、分配の原理を併せて積極的に活用する経済政策がとられるべきである。

四　先進諸国の産業組織

これに対して日本を含めた先進諸国においては労働力不足、エネルギー資源を含めた原料資源の先行き不安、汚染などによる環境悪化等々、経済成長の制限条件は顕在化しつつある。

これらへの対応は根本的にはテクノロジイアセスメント的な考え方に立った技術進歩による対応策がある。たとえば、省力化技術、公害防除から進んで環境保全のための Negative Technology、資源節約的技術、Recycling System 等々の発達がこれである。この場合、技術はハード系のみでなく、特にソフト系の発達が要請される。

また、経済的対応としては、EC 諸国のような労働力輸入、資本輸出（企業の多国籍化を含めて）、経済援助（開発輸入を含めて）等々が行なわれる。さらに世界食糧銀行構想や緊急時のエネルギー資源の融通機構というような二国間あるいは多国間の協定などへ発展する傾向も考えられる。

以上のような技術的、経済的な対応により必然的に先進諸国の産業構造は基本的な変化を進めるであろう。

産業構造変化は国際化の進展により先進諸国間における水平的国際分業化と開発途上諸国との間の垂直的な国際分業化の線にそって展開される傾向をもつ。同時に、在来の物財主導型の産業構造からサービス主導型の構造へと転換してゆくことになる。（必然的に消費構造もこれへ対応する。）

もともとサービスというものは生産と消費が同時に行なわれるものであり、その価値実現のためには物財の媒介を必要とする。こうした物財を筆者はサービス媒介財と呼ぶが、サービス効用としては行為代替効果とイメージ造出効果があげられよう。

ついでながら筆者は生産プロセスにおける製品レベルのソフトウェアを商品レベル（交換過程における）でサービスと呼び、前者の価値を機能、後者の価値を効用と呼んでいる。

要するに媒介財の発達により、サービスのもつ生産と消費の同時実現性は調整され、計画的にタイムラグが生じてゆくのである。またサービス生産の合理化によりサービスの物化が行なわれ、サービス媒介財レベルから代替財レベルへと発展してゆくものである。

かくして産業構造は知識集約化、感性集約化を進めてゆく。

また産業のシステム化（開発と調整のシステム――Develop and Control System）が進むとともに、システム産業が発達する。

さらに、環境保全効果を目的とする環境産業の発達や筆者が日本経済政策学会の第二十八回大会で報告した Negative Industry の発達が行なわれる。

日本の場合も以上のような構造への転換がいまや進みつつある。すなわち、生活産業の確立を基調として先進諸国間の水平分業や開発途上諸国との垂直分業の途を急速にとりつつあるが、何といっても極度な資源不足国であるわが国の経済循環は六〇年代の重化学工業化政策の結果、極度な物財主導型の産業構造になり切ってしまっ

ている。そのため、公害、物価上昇、社会資本蓄積不足等々の諸矛盾がますます表面化しつつある有様である。

筆者はこの際とるべき経済政策の基本として、前にのべた経済原理適用のシステムを在来の、①成長の経済原理→②経済価値の公正分配の原理→③規範の経済原理の型から、逆に③規範の経済原理→②経済価値の公正分配の原理→①成長の経済原理へ転換させることが何よりも大切と考えるわけである。

質問一（大分大学　松浦茂治）

結びで述べられている経済政策の基本という点をもう少し明確に説明されたい。特に経済原理適用システムを③→②→①への転換と述べられていることを説明されたい。

答　戦後の経済政策をふり返ってみると、発展の第一段階では産業成長を国内の雇用吸収効果と輸出貢献的な効果を目的として果たし、さらに、六〇年代の第二段階では国際競争力増強のために産業の重化学工業化を強力に行なってきている。その内容は技術革新投資を素材生産部門へ集中させ、規模利益をねらって量産化体制を急速に助長させていった。さらにその製品マーケットを一方では円安の固定レートによる輸出市場の拡大と、他方では技術システム工業の育成等による耐久消費財の発達を基軸とした国内市場の拡大によって成長をとげてきたといえよう。

すなわち、成長の経済原理一本の経済政策の展開があったといえよう。そして池田内閣の所得倍増政策以来、歴代の為政者はまず経済成長によりGNPを増やせばいい。富さえふえれば自然とその公正分配も行なわれ、さらに、財政も豊かになるから環境整備への支出も可能だとも説明してきた。

しかしその結果は公害の多発、資源多消費等々矛盾はますます拡大しつつある有様である。たしかに一面では日本の経済力は強大化しつつある。それゆえ、こんごの経済政策としては③→②→①という逆の優先順位の適用システムによる政策を展開すべきだと考える。それには在来の政策の反省から出発すべきだと思う。

質問二（一橋大学　山中篤太郎）

あなたの〝国際化時代〟という発言について念をおすような質問で恐縮ながら、

一　〝国際化時代〟の内容とはレジメの1の(2)生産要素の国際的な流動化と(3)Normative 経済原理の国際的適用――だと思うが、(2)はいわゆる〝自由化〟と同じことですか、また(3)は適用する何等かの力のごときものが新しく出てくるということですか。

二　あなたの場合〝国際化時代〟といわれるのは、「現在の日本」の理解にとって必要なモメントの一つという意味か、あるいは極めて重要な支配的なモメントだという意味ですか。

答　一のご質問について(2)の生産要素の国際的な流動化と〝自由化〟は大体同じことだと思いますが、〝自由化〟は国際的な制度的な行動なり現象なりをいう表現で、(2)は客観的にみて必然的な経済行動とみての表現ともいえるのではないかとも思えますが、それはただニヤンスのちがいで本質的には同じでしょう。

また(3)の原理の適用には、基本的には人類の理性に基づく行動が

科学者などの集団による提言（たとえばローマクラブ等）となり、さらに進んで国連レベルの国際会議や協定や条約となり、各国の国内法を規定してゆくというプロセスになるのではないですか。

二のご質問については、私は「現在の日本」の理解にとどまらず、世界的に極めて重要な支配的モメントだと解しております。なぜならば、科学技術の発達とこれを基調とした現代の経済力の大きさはもはや一国の社会経済システムを超えたシステムの要求が高まりつつあると考えます。しかし現実には主権をもった国家群が存在しており、逆に政治的には民族ナショナリズムの抬頭もうかがえる傾向もみせています。

こうした政治制度を超えた形で経済的結合が国家間で強まってゆくのが七〇年代以降の世界の姿だと思います。

そしてこれはもはやたとえば第三次世界大戦というような大破壊（これは同時に人類世界の破局にもつながる）でもない限り、逆行はしないものだと考えます。

国際的労働力移動の国民経済的効果（序論）

――一九六〇年代の英国の場合について――

赤沢昭三
（東北学院大学）

一　問題への関心

本報告の目的は英国における近年の移民労働力の動向を考察し、そこからわが国の将来の労働力政策に関する若干の示唆を見いだそうとするものである。最初に、この問題について報告者がいだいている政策的価値関心に少しばかり言及しておきたい。その第一は、今後もある程度の速さで成長を続けるであろう日本経済に必要な労働力の供給の問題である。その場合資本による労働の代替や、産業構造の転換の規模と速度に限度があるとすれば、わが国でも、海外労働力への依存度は、そう遠くない将来にかなり高まるであろうと予想される。とりわけ資本の輸出ないし多国籍化の比較的困難な中小企業や立地条件の限定される地場産業のような特殊な事業分野、製品形態で輸入できないサービス部門などには、労働の不足が深刻に影響し、海外労働力への関心が高まらざるをえないと思われる。

私の第二の関心事は「南北問題」に関するものである。資本・労働・熟練・技術・天然資源など経済的資源の偏在とこれらに基づく国際的な経済格差の存在である。短期静態的視点に限定すれば、経済資源の国際的効率化には、貿易の自由化による国際分業の徹底が第一に挙げられるであろうが、より長期動態的にみるならば、生産要素とそれに付随する技術の国際的移動も必要である。資本と技術の移動は、戦後積極的に進展しており、特に近年は、多国籍企業や「開発輸入」のためのそれが有力な形態になっている。労働力の移動については、幾多の困難があり、それを資本と同列に論ずることはできない。しかしその潜在的傾向がある場合には、あえてこれを妨げるのは国際経済的立場からみて得策でなかろうというのが私の考えである。しかしこの場合に労働力の移動に課せられる役割は、可能な資本移動への介入や代替でなく、それを補充する副次的機能である。

第三の関心事は、積極的な国際的所得再分配手段としての移民である。これは先進国が開発途上国からの移民を積極的に受入れることを要求する。当座の経済効果からみれば、その社会的貢献がその社会的負担に及ばないことが明らかでも、あえてそれを望むことになる。この経済効果はある期間を経れば逆転することも十分考えられるが、さらに移民のUターン後の間接効果を加えると、再分配へ

の貢献は一層大きくなるものと思われる。すなわち移民が、受入れ国で得た人的投資（教育・訓練・経験などによる技能や熟練）が、帰国後に彼らの母国にもたらす経済的寄与を通じても一種の再分配作用が働くものとみてよい。

二　移民労働力の諸類型

以上のような理念的立場から私は国際的労働力の移動の経済的意義を高く評価するのであるが、これがはたしてどれほどに現実的可能性をもつかが次の問題である。そこで異国間の労働力移動について可能なパターンを次の四つに分けて考えてみよう。第一は先進国間の移動。第二は先進国から開発途上国への移動。第三は逆に開発途上国から先進国への移動。そして第四は開発途上国ないし後進国相互間の移動である。第二次大戦後、そして特に五〇年代以降をみると、世界の動勢は第一と第三のパターンによって代表されている。第一のパターンは、欧州大陸諸国間で顕著に現われているが、英国にもその余波が及んでいる。しかし同時に第三のパターンの国際的移動もさかんである。それはEC諸国や北欧にも流れ込んでいるが、特に英国の動向が注目される。これはコモンウェルスに属する開発途上諸国を源泉とする流れである。特にカナダ・ニュージーランド・オーストラリアを除くいわゆるニュー・コモンウェルス諸国からの移民が近年急増し、それが主流をなすにいたっている。

さらに、移民をその動機別に類型化すると、(イ)「出かせぎ型」(ロ)「福祉社会指向型」(ハ)「頭脳流出型」(ニ)「開発援助型」(ホ)「植民地支配型」などに分けることもできよう。前の第一のパターンは(イ)、第二のパターンは(ニ)と(ホ)、そして第三のパターンは(イ)(ロ)(ハ)の要因によって主になされる移動である。私が英国をとり上げるのは、第三のパターン、そして(イ)と(ロ)の動機による国際的移動の典型的一例としてである。特に完全雇用ないし労働力不足下にあって成長を指向する高度福祉国家が、開発途上国からの移民を一般的労働力として受入れたケースとして一九五〇年代と一九六〇年代前半の英国の経験に注目するものである。

注、当該期間に英国への「頭脳流入」とみられる移民数は、年平均三千人前後である。

三　英国移入民の特徴

受入れ国に対する移民の経済的効果を考慮するには、労働力としての雇用効果や生産効果と私的財や公共財ないし社会資本に対する需要の効果とに分けてみることが必要である。そしていずれにしてもこれらの効果を直接的に明らかにすることには、種々の技術的制約があるから、その予備的作業としてまず移民の流入の規模と速度およびその構造的特徴が分析されなければならない。このようにして、その特徴が明らかになれば、それが追加労働力として受入れ国の労働力市場の構成に及ぼす影響、あるいは消費者ないし地域住民として民間需要や社会サービスに与える影響を推測することができ、さらにそれらを通じて、国民経済一般への影響もある程度推論できる。とはいえ受入れ国に対する移民の経済効果は、常にその規模、流入速度、構造的特徴を知るだけでは十分でない。受入れ国がいかなる経済的環境にあるかが重要な条件である。潜在的成長力の程度、

好況か不況か、完全雇用か高失業率の経済かなどにより経済効果の現われ方は当然異なりうる。そこで、以上のことを念頭において、まず近年における英国への移入民の二三の特徴を指摘しよう。

第一に移民の動機ないし理由である。一般にそれを経済的要因と経済外的要因に大別できる。さらに前者を移出国の排出(プッシュ)要因と移入国の吸引(プル)要因に分けることができる。しかし事実上そのどちらかが全く独立に作用するとみることはできない。つまりそれはウエイトの問題になる。したがって経済的要因は主に両当事国間の生活水準や雇用機会の相対的格差に依存するといえよう。このような観点から英国の場合をみると、戦前から戦後一九四〇年代に受入れられた移民の大部分は非経済的事情による。それは当時の移民の国籍（ボーランド・ソ連・スペイン・ポルトガル・イタリア・アメリカなど）をみても明らかである。しかし一九五〇年代になると、移民が急増するとともにその性格も大きく変わる。そしてこれに決定的に作用したのは英国の強い経済的吸引力である。すなわち移出国にも事情はあったにせよ、英国における人口の自然増加率の低下、移出民の急増による労働力の供給不足と好景気による需要圧力が第一に指摘される。このことは前述したように南欧から北欧への移民の流れの一部を引き寄せるとともに、度々の差別的移民制限政策にもかかわらず、その期間における量的増加傾向を阻止するにいたらず、単に移民の国籍別構造を若干変化させるにとどめたことをもってしても明らかである。

英国移入民の第二の特徴は、この期間における移民の出身地域別の構造である。右に述べたように多少の構成変化はあったとしても、その主流は英連邦諸国、特にカナダ・オーストラリア・ニュージーランドを除くいわゆるニュー・コモンウェルス諸国（以下略してN・Cという）からの移民である。その点でたしかに移民当事国間にあらかじめ歴史的・政治的・経済的・文化的諸側面において特別の関係があったことは否定できない。しかしこの特殊事情を余り強調すると、英国の経験からは何も得られないことになる。アイルランドからの移民についてはそのようなことが十分強調されてよいが、一九五一年以降主流となったN・C移民に関しては特にインドやパキスタンなどアジア地域からの移民がかなりの比重をもつに至っていることをも考慮して、前記第三のパターンにおける国際的移動として扱うことは可能と思われる。むしろ後進国からの移民に対しては伝統的に差別的・消極的政策をとる政治的傾向をもつ英国において、このように著しい一般的移民労働力の流入がみられたことこそ注目されてよい。

四　英国移入民の動向と構造

一九五一年から一九六六年にいたるN・C移民の規模と構成の動きをストックとフロウについてみると第1表の通りである。この間に、N・C移民は三・四倍に増え、そのストックは移住後に生まれた子供を含めなくとも八五・三万人に達している。年率八・三%増、最後の五年間は九・五%という加速的増加である。そのため全移民数に対するN・C移民のシェアも一六%から三三%に高まった。これに対してアイルランドからの移民は、三四%から二八%へ低下した。特に年々のフロウについて構成をみると、N・C移民は年々そ

第1表　英国移民人口の動向

	N.C移民	全移民	G.B人口	N.C移民／全移民	全移民／G.B人口
1951年人口	256千人	1,577千人	48,854千人	16.3%	3.2%
1951～1961年					
推定死亡者数	(21)	(164)			
新規移入数	306	808		37.9%	
1961年人口	541	2,222	51,284	24.3%	4.3%
1961～1966年	千人	千人	千人		
推定死亡者数	(14)	(100)			
新規移入数	326	483		67.5%	
1966年人口	853	2,603	58,303	32.8%	4.5%
年平均移入数	千人	千人			
1951～1961	31	81			
1961～1966	65	96			
年平均増加率					
1951～1961	7.7%	3.5%	0.5%		
1961～1966	9.5	3.2	0.4		
1951～1966	8.3	3.4	0.5		

資料：　(1)NIESR　(2)AAS

注：　N.C＝New Commonwealth の略

G.B＝Great Britain の略

第2表　移民の年齢別構成

年齢	移民総数		N.C移民		G.B人口	
	1961	1966	1961	1966	1961	1966
0～14歳	11%	—	15%	18%	23	23%
15～24	15	—	20	18	13	15
25～44	44	—	46	47	26	25
45～64	22	—	15	14	26	25
65歳以上	8	—	4	3	12	12
計	100	—	100	100	100	100

資料：(1)NIESR　(2)AAS

注：N.C 移民には英国生れの子供を含まない

第3表　移民の性別構成(在住者)　男子＝100

	1961	1966
全移民	95	98
N.C移民	75	78
G.B人口	106	107

資料：(1)AAS　(2)NIESR

第4表　移民の労働力参与率　1961～1966(%)

		生産年齢人口比(15歳以上) (A)		有業者率 (B)		従業者率 (C)		労働力参与率 (D)	
		1961	1966	1961	1966	1961	1966	1961	1966
男	全移民	89%	—%	89%	—%	96%	97%	76%	82%
	N.C	86	83	85	88	95	97	70	71
	G.B	76	75	86	84	97	97	63	61
女	全移民	89	—	44		97	96	38	45
	N.C	83	80	47	51	95	95	37	38
	G.B	78	78	37	42	97	97	29	32
計	全移民	89	—	66		96	97	57	63
	N.C	85	82	69	72	95	96	56	57
	G.B	77	77	61	62	97	97	45	46

資料：NIESR

注：$A=\frac{\text{生産年齢人口}}{\text{総人口}}$　　$C=\frac{\text{従業者}}{\text{有業者}}$

$B=\frac{\text{有業者}}{\text{生産年齢人口}}$　　$D=A\times B\times C$

第5表　内国労働力と移民労働力の産業別分布比較：平均偏差

	男		女		計	
	1961	1966	1961	1966	1961	1966
全移民	1.26%	1.15%	1.53%	1.24%	1.30%	1.12%
N.C移民	1.63	1.83	1.80	1.93	1.55	1.65

資料：NIESR

注：業種24

第6表　移民労働力の産業別分布の動き　1961—1966　平均偏差

	男	女	計
全移民	0.35%	0.29%	0.28%
N.C移民	0.75	0.38	0.62
総労働力	0.36	0.32	0.34

資料：NIESR

注：業種24

の比率を高め、一九五一年～六一年平均は四〇%、一九六一年～六六年平均は七〇%を占めるに至っている。したがってN・C移民の構造的特徴は、この期間における英国移民全体の構造をかなりの程度代表しているものとみることができる。

(一)年齢別構成

ストックでみた年齢構成は第2表の通りである。大部分は青壮年層で子供と老人は少なく、N・C移民のほとんどが生産年齢人口である。そしてこれは、英内国人口（G・B）の年齢別構成と著しい対照をなしている。このことは英国経済が労働力養成に要する経済

第7表　N・C労働力産業別分布の動向　1961～1966

		産業数	N・C移民労働力産業別構成		1961～1966 増加分構成
			1961	1966	
男	雇用拡張産業	11	50.14%	51.52%	53.8%
	雇用縮小産業	13	49.86	48.48	46.2
	計	24	100.00	100.00	100.00
女	雇用拡張産業	19	86.43	86.43	86.43
	雇用縮小産業	5	13.57	13.57	13.57
	計	24	100.00	100.00	100.00

資料：NIESR

注：拡張産業・雇用指数　100.0以上の業種
　　縮小産業・雇用指数　100.0未満の業種

第8表　移民の地域別分布　1961—1966

		全移民		N.C移民		G.B人口	
		1961	1966	1961	1966	1961	1966
人数（千人）	計 (A)	2,222	2,603	541	851	51,284	52,304
	都市圏 (B)	1,159	1,361	331	529	16,746	16,327
	その他 (C)	1,063	1,242	210	322	34,538	35,977
構成比（%）	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	都市圏 (B/A)	52.1	52.3	61.2	62.3	32.7	31.2
	その他 (C/A)	47.9	47.7	38.8	37.7	67.3	68.8
大ロンドン (D)（%）	D/A	36.4	36.5	44.9	43.2	15.6	14.7
	D/B	69.9	68.8	73.3	69.3	47.7	47.0

資料：(1)NIESR　(2)AAS

的資源の人的投入をそれだけ節減したことを意味するとともに、他方子供と老人が少ないことでそれだけ社会サービスの需要を緩和させたことにもなる。

(二)男女別構成

英内国人口の男女比率は第3表のように、女が男を七%も上回っているのに、N・C移民は逆に男の方が約三割も多い。このことは、後述のように男子労働人口が大幅に減少していた英国労働市場において特に重要な意義を示している。

(三)経済活動参与率

すでに年齢別・男女別構成からも推測しうるように、N・C移民の労働市場への参与率は相対的に高い。第4表で明らかなように、有業者率・労働力参与率のいずれでも英内国労働力（G・B）との間にかなりの開きがある。特に男子についてみると、英内国労働力は両比率とも六六年の方が低下しているのに、N・Cは逆に高まっている点が注目される。これらは、当該期間における内国男子有業者の三七万人減（二・三%減）・週労働時間短縮・年間休暇日数の増加など労働力供給事情の背景でも評価されるべきである。

(四)産業別・地域別分布

産業別分布は、第5表と第6表で明らかなよう

にあまり偏った形をとっていない。さらにN・C労働力、特にその主力たる男子労働力は成長産業に対しても衰退産業に対してもほぼ均等に貢献し、全体として英国産業の成長と安定に寄与しているように見える（第7表）。雇用縮小傾向の産業については、急減する内国労働力の補充的役割（replacement effect）を果たしていることが注目される。

次に地域的分布ではN・C移民の六〇%以上が都市圏に住み、またその七〇%が大ロンドンに集中するという特徴を示している（第8表）。特に彼らはドーナッ化都市の過疎地域に住む傾向がある。このことは一方でその都心部の労働力不足を補充するとともに、他方過疎化により遊休化した既設社会資本（住宅・学校・病院等）の利用を可能にし、移民による社会資本の新規需要や社会的費用を軽減させるという二重の経済効果をもつように思われる。（以下略）

五　むすび

従来移民問題の研究においては人種的摩擦ないし社会的適応性の問題が注目され、それに伴なう計測しがたい社会的コストの問題が主に社会学的立場から取上げられてきた。しかし、より経済的タームに問題を限定してみると、反面においてかなりの経済的メリットの可能性が浮上する。これによって移民問題の是非がより客観的総合的立場から判断しうるようになり、その問題の解決を助けるものと思われる。少なくともここで取上げた英国の経験は、移民労働力に対する楽観的見通しを与えることにいく分有利な状況を示しているように見える。なお、移民労働力の国民経済に及ぼす効果に関するより詳細な報告は、学会において与えられた時間と本稿の紙数の関係上別の機会に譲りたい。

質　問　一　（明治学院大学　**鈴　木　守**）

イギリスでは人種問題をはじめとする移入民の社会的費用は問題になっていないでしょうか。

答　ご指摘の通り政治的あるいは社会学的には大いに問題になっています。そしてそれに関連するケース・スタディとしての個別産業の社会学的調査・研究は枚挙にいとまありません。しかし人種問題に関する社会的費用といわれているものはとかく測りがたく、政治的立場から恣意的に考えられがちなので、あえて問題を実証可能な経済問題（社会資本・ソシアルサービス）に限定しました。そうでないと、移民労働力の国民経済効果を取扱うことが困難だからです。なお近年イギリスでは、移民人口の増加とそれに関する統計資料の整備により、本報告のようになるべく経済的側面に限定してその功罪を究明しようとする研究が抬頭していることをつけ加えておきます。

質　問　二　（一橋大学　**山　中　篤太郎**）

あなたの価値関心の第2「効率」視点について、次の点如何お考えですか。

(1)生産要素一般の中で労働はモビリティが小さく、普通世帯形態での移動は就中国際流動性が少ないとされていますが、国際効率視点をとくに主張される理由は？

(2)あなたの資料でも、N・C移民より一般移民の方がはるかに

多いし、N・C移民は同じ言語社会からの流入であって、通常の異国民経済間の労働移動とは条件が違うと思われるのに、N・C移民で問題を見られる理由は？

答 (イ)本文でも述べましたように、私は「国際的経済効率化」に関して労働力の移動が資本の可能な移動にとって代わるべきものとは考えていません。ただ後者をある程度補充する役割を期待するだけです。しかし現実にかなりの国際的移動があるのですから、その経済的必然性とそれを可能にしている諸条件を確かめて、いくらかでも労働力政策に関する示唆を得たいというのが本報告の趣旨です。

(ロ)ご指摘の通り、ストックでみますとN・C移民のシェアは約三分の一ですが、近年のフロウでみますと年平均で移民総数の七割近くを占めておりますので、この点に特に注目したわけです。さらにこの中でアジア地域からの移民が急増しており、これらは、言語問題などを含めてアイルランド移民などとは質的に区別されてよいと思うからです。つまり先生のいわれる「通常の異国民経済間の労働移動」にかなり近いものと考えております。

(なお、右のご質問のほかに、両先生から資料のとり方・問題のたて方などについて有益なご意見とご助言を頂戴しましたが、紙数の都合で省略しました。厚く御礼申し上げます。)

参照文献・資料

(1) AAS : Annual Abstract of Statistics, 1959. No. 96–1971. No. 108 Central Statistical Office (HMSO)

(2) DEG : Department of Employment Gazette, 1971. Vol. LXXIX (HMSO)

(3) NIESR : National Institute of Economic and Social Research, The Economic Impact of Commonwealth Immigration by K. Jones and A. D. Smith, 1970.

(4) The British Economy Key Statistics 1900～1970, by *Times*.

(5) IEA : Economic Issues in Immigration, 1970.

(6) The Economic Consequences of Increased Immigration by Melvin W. Reder, *The Review of Economies and Statistics*, Vol. XLV August 1963, No. 3

(7) Immigration, Excess Aggregate Demand and the Balance of Payments by E. J. Mishan and L. Needleman, *Economica* (New Series) Vol. XXXIII No. 130 May 1966.

(8) Migrant Labour and Economic Development, by Marvin P. Miracle and Sara S. Berry, *Qxford Economic Paper* (New Series) Vol. 22 March 1970. No. 1

〈学会展望〉

国際化時代の産業構造・産業組織

中村秀一郎
〈専修大学〉

まえがき

日本経済政策学会三十回大会の共通論題は国際化時代の産業組織であった。このようなテーマが取り上げられたことは、日本経済の先進国水準への到達とともにわが国の産業をめぐる問題と関心とが大きく変化し、まさに多様化しはじめているという事情を反映している。すなわち、一九六〇年代には日本の産業問題の論点は、日本経済の近代化、およびその国際競争力の強化と結びつくものが多かった。しかし七〇年前後から産業寡占化の問題が前面におしだされ、産業の生産力の発展、その巨大化にともなって発生する弊害について、産業組織論の観点からする研究が積極的に進められるようになり、また技術革新の暗黒面としての環境破壊を近代の生産体系そのものに内在する矛盾として把握するとともに、それを克服するための制度とルールについての研究があらわれてきている。

さらに産業構造における重化学工業化の成熟に加えて、国際通貨体制の動揺と円レート調整、資本自由化の完全実施、資源問題などが登場し、国際経済環境について、たんなる与件としてではなく、みずからも責任と費用を公正に負担して、その新しい秩序形成に寄与すべきものとし、産業構造と産業組織の変革もその新しい枠組のなかで考えなければならない、という発想の転換が迫られている。このような事情を主題において今年の学会展望をこころみたいと思う。

一　産業構造論の視角から

まず産業構造論の視角からする問題提起として、富山和夫氏の大会共通論題報告「国際化の進展と産業構造の変化の方向について」をとりあげよう。氏はまず、重化学工業化の達成という状況のもとで新しい産業発展の動向をさぐる試みとして、篠原三代平氏の高加工度産業化論をとりあげ、この論理を産業構造分析に適用して、加工―材料―組立という製造業加工段階構成による分析をおこなっている。そして日米の加工段階別工業構成の比較をおこない、日米の間に本質的な差異なしという判断にもとずいて、これからの産業発展の方向をとらえるには高加工度工業化論をこえた「ポスト高加工度工業化論」が必要となっている、としている。

周知のように、重化学工業化をこえた新しい産業構造のビジョンとして、産業構造審議会答申（一九七一年五月「七〇年代の通商産業政策」）は、知識集約型産業構造を提示しているが、氏はこの構想に否定的であり、新しい主導産業の登場によって知識集約化が進められるという見方を排している。その理由として氏は、一定の経済規模以上の先進工業国では、産業進歩の過程で、鉄鋼・機械・化学・エネルギーといった主導産業が継起的に形成されるが、これらの工業群が確立してしまった段階では成長率鈍化、単一産業寄与率低下、技術革新の一巡などによって、主導産業という性格をもつ産業が「消失」してしまう、ということをあげている。

このような見方から氏は、産業政策の方向として、「国内においてはなにか新しい主導産業を考えて成長のハタ振りをするようなことは正しくない……巨大に成長した『先進国型工業群』が……表している歪みを是正してゆくこと……産業構造そのものの洗練化」が必要とし、対外的には、在来の原材料輸入・製品輸出といった構造の克服とともに、「経済帝国主義」の批判をうけることのないような企業進出、すなわち進出国主権の尊重が必要である、と説いている。

だが日本経済は巨大化にともなって他国経済との相互依存性が強化されてきており、したがって産業政策の国際的調整を不可避としている。また、これとの関連で新しい産業構造策定基準が提示されなくてはならない。富山リポートにはこれらのことについての問題意識が鮮明でないように思われる。氏が提案されている「ポスト高加工度工業化論」についても、その内容があきらかにされていない。「他の先進諸国では、経済学者は産業構造の問題にそれほど大きな関心を有しているとはいえないように思われる。しかしわが国では、戦後の最初の段階から将来の産業構造についてどのようなビジョンを描くかということが、経済計画における大問題であった。ただ急速なスピードで先進国レベルに迫った日本経済のばあいには、発展のテムポだけが問題なのではなかった。inter-industry や intra-industry の構造も固定的であってはならず、柔軟な変化を伴うことが先決的重要性をもっていたといわねばならない……過去においてそうであっただけでなく、将来における問題としてもこのことはきわめて重要である」と篠原三代平・馬場正雄両氏が正当に指摘されているように（『現代産業論　Ⅰ産業構造』日本経済新聞社、一九七三年）、新しい国際関係のなかでのわが国の産業構造のデザインは、さしせまった課題なのである。

輸出刺激的な三六〇円レートのもとで高度成長をとげ、労働集約産業も資本集約産業も輸出を指向して発展し、「総花的な産業構造」を形成してきた日本産業は、改めて新しい国際秩序に適合するような形で、つまり国際競争力強化とは異質の、日本産業への国際的期待の要請に答えて構造変化を進めなければならないのである。また国民の欲求の多様化に対応し、深刻化する公害問題の解決をはかりながら、しかも経済空間と資源の制約という事情のもとで新しい成長パターンを見出さなければならないのである。佃近雄氏の「最適産業構造論」（『現代産業論　Ⅲ産業政策』前掲一九七三年所収）は、このような問題意識にもとずく労作として注目される。

この論文で佃氏は、今日の最適産業構造の策定はこれまでのよう

な「単線的発想」では処理できないとし、「多角的接近」の必要なことを強調して、新しい基準の要素となるべき五つの問題点をつぎのようにあげている。すなわち第一に、国民の欲求の多様化に対応して産業をとらえるばあい範囲の拡大と分類の変更が必要である。産業分類については素材別・形態別分類ではなく、生産物（サービス）の機能および生産技術を考慮した分類が必要である（その一例として、経済審議会技術進歩委員会は、消費欲求と生産技術の二次元による新産業分類――横軸には技術集約度に依存する加工高度化を表す指標として「材料」→「加工」→「組立」をとり、縦軸には、消費欲求の高度化を示す指標として「食」→「衣」→「空間」をとる――を提唱している）。

第二に産業のインプットについて、労働生産性・資本効率などとともに、土地（ならびに稀小資源）の生産性を重視しなければならない（各種用途において必要とされる土地の量と質に関するデータの整備、各種用途の優先度に関する社会的合意の形成、地価形成メカニズムの改善）。第三に公害問題の経済理論上の位置づけについて。産業に即してみたとき、それを「マイナスの効用をもった財の産出と考え」、この発想を織りこんでレオンチェフの提案にもとづいた公害産業連関表をつくり、これに線型計画法を適用することによって公害防止手段の最適の組合せを求める。

第四に、公害問題についてさらに広い観点から、各種の生態系と人間活動との調和の問題の一環としてとらえ、生態学的観点から産業構造問題へ接近するためのデータ整備と分析手法の発展が必要である。第五に生き甲斐ある職場と安全で快適な勤務条件を提供すること、また世界経済の安定と国際関係の調和に資することが必要である。

それゆえ、「新しい基準による政策の指向するところは、かつての重化学工業化とは趣を異にし、高度の多様性を含む……多次元の、しかもたえず変化する社会的要請を充足しうるダイナミズムとフレキシビリティを備えた産業構造を形成することが大切であり、そのためには産業構造論は政府の役割や企業行動の評価を含め、拡大された視野のもとに再構成される必要があろう」と氏はいうのである。

昨年は公害問題と資源問題が深刻化した年であった。とくに前者について幅広い運動として展開されてきた反公害運動は、一連の公害訴訟における住民側の勝利によって、財界人の意識変革を迫るまでに成長し、さらに最新の技術体系のあり方を否定した四日市判決は、財界にたいし公害「対策」といった次元の発想をこえた産業そのもののあり方を問うにいたっている。このような背景のもとで財界人グループ産業計画懇談会は「産業構造の改革」と題する提言を発表した。これは資源制約と環境汚染の両面からみて、従来のパターンによる成長には限界があり、そのため産業構造を省資源・脱公害型に全面的に転換する必要があるという基本認識を示した上で、生産内容・立地を検討すべき産業、拡大を中止すべき産業、縮少ないし廃止すべき産業などのネガティブ・リストと、今後発展が望まれる産業のポジティブ・リストを具体的に示している。

これまでの産業に関する提言といえば、そのほとんどすべてが育成・保護を訴え、成長を求めるものであった。これにたいしてこの

提言が特定の産業の成長を凍結するという観点をつらぬいていること、またこの懇談会の主体が財界人であったことが大きな反響をよんだ。しかしこの提言に示された構造改革案は多くの問題を含んでいる。

鶴田俊正氏は、シンポジウム「重化学工業改造論」での報告（エコノミスト、一九七三年四月二十四日号）で、この提言が財界人の危機感を端的に示すものと理解した上で、ネガティブ・リストの提示だけでは産業構造の改革は困難であることを指摘している。すなわち、問題はたんに脱公害・省資源という目標設定だけではなく、「公害規制の強化と公害防止との具体的手段とスケジュールを明確化することであり、現在進行中の大規模工業団地開発を、公害防止の見透しがはっきりするまで一時中止するよう勧告することが必要であった」とし、そこにこの提言の最大の弱点を見出している。

さらにこの提言では、その目標に対する調整メカニズムとしての役割を、産業人の良心と市場メカニズムに全面的にゆだねてゆく、という見解がつらぬかれているが、まさにこれらによって今日の公害の発生がもたらされていることを考えれば、これは全く自己矛盾である。また時間軸を異にする公害問題と資源問題を安易に結合することは、解決可能な公害問題を短期間のうちに解決不可能であるかのような錯覚におちいらせかねない。加えてこの提言はその論理的帰結として産業の寡占化を必然化する危険性があり、公害型産業の海外進出を安易に助長することになりかねない、と鶴田氏は批判を加えている。

この提言がポジティブ・リストにとりあげた研究開発集約型産業、また産業構造審議会中間答申が取りあげた知識集約型産業構造に関する疑問と批判については、越後和典氏の「産業構造改革の条件」（経済セミナー一九七三年七月号）がある。氏は、中間答申が新しい産業構造策定基準（一）所得弾力性基準、（二）生産性上昇率基準、（三）過密・過疎基準、（四）勤労内容基準）を、相互にトレード・オフ関係に立つものと考え、かつ「基準充足の優先度についての判断を加えつつ、最適ビジョンを構想する」としている点をつき、基準（一）と（二）は、価格機構の資源配分機能が健全な状態に維持されるかぎり、かなりの程度達成される見込があるのに対して、基準（三）と（四）は所得分配の不公正や市場の普遍性の欠如と関係しており、価格機構にゆだねていては達成不可能な基準であり、このような充足のための条件が相違する基準をトレード・オフ関係に立つと考え、各基準充足の優先度について別箇に判断を加える、というのが中間答申の趣旨であるが、「こうした発想法ははなはだ非論理的であるばかりでなく、問題の所在を隠蔽するものと評してよい」としている。

さらに氏は、知識集約型産業構造ビジョンについては、福祉の観点からその存立に疑問をもたれている知識集約型産業（製薬産業、情報提供の域をこえる広告業など）、また独禁政策・消費者保護政策の不備の間隙をぬって抬頭する、「所得介入型知識集約産業」も少くないとして、単純な優先政策の実行への疑問を提示している。

越後氏が、知識集約型産業を中核として産業構造全体を知識集約化する、というこのビジョンに対して疑問を提出されたことは、このビジョンがしばしば企業レベルで「付加価値を高めること」といった水準で受取られている現実からも正しいといえるであろう。だ

が、氏も承認されているように、この知識集約型産業構造論には一考に値する論点と問題提起が含まれている。もともとこの概念はこの答申で突如として出現したものではなく、一九七〇年前後から内容的に同系列の概念が研究成果として提示されていたのである。

たとえばグルーバー・メータ・バーノン氏らが労働集約性・資本集約性という既成の概念とならぶ、第三の概念として研究開発集約性という概念をつかって、アメリカ産業の国際競争力の特徴ずけをおこなったのは、一九七〇年であったし、それ以前に篠原三代平氏が重化学工業化論に代る新しい分析視角として、「産業の高加工度化」という概念を提起されており、また正村公宏氏も、「産業の知識化・知識の産業化」という視角から知識産業論を展開している。

さらに社会学の分野からするダニエル・ベル、アラン・トウレーヌ、デニス・ガボール氏らの脱工業化社会論も、新しい産業構造、産業社会の展望としてほぼ共通の問題提起であったといってよい。知識集約型産業構造という概念は、これらの人々の問題提起を背景として生れたといってよいのである。

知識集約産業について政策担当者がもっているイメージはしばらくおき、今日問題としなければならないのは、先進産業社会に共通して新しい先端型産業群が展開しはじめているという事実である。アメリカではとくに宇宙・軍需開発から生みだされた先進技術のトランスファーとしては、一般には、成熟化した重化学工業に蓄積された専門能力ある人々のスピン・オフによる、新企業の群生としてあらわれてきている。かつてのシュンペーターの、新産業の担い手としての「NEW MEN, NEW FIRMS の仮説」は、現代においてその有効性が立証されているのである。

これらの新企業群生の背景にあるものは、既成の社会的分業のトランスフォーメーションの進行であり、かつ新産業の産業組織が、創造的知識の量産不能、需要の個性化・多様化傾向によるマスプロ・マスマーケティングの制約、産業システム化の必要性などによって、既存産業とはかなり質を異にしており、企業間結合の動機とあり方も変化し、既存の企業体制、とくに大規模組織のあり方が問われてきている、という諸事情である。清成忠男氏とともに筆者がベンチャー・キャピタリズムの問題として提示してきた一連の論文は、この現実に進展する構造変化の動態とその意味とを問うものなのである。（中村秀一郎「ベンチャー・キャピタリズムの新展開」専修大学社会科学研究所年報七号、一九七三年。清成忠男「ベンチャー・ビジネス」技術と経済、七四年二・三月合併号）。

現実の産業構造の欠陥の認識と新企業群生・新産業の勃興としてあらわれてきている、このような構造変化の展望を通じて、望ましい産業構造基準の制度化・ルール化のための政策上の問題点も明らかとなるはずである。おそらくそれは、分権化され弾力性ある産業組織形成のための諸条件整備と不可分であろう。市民生活のミニマムな保障を前提としたテクノストラクチュアの社会的移動性を高めること、アメリカの証券店頭市場にみられるようなリスク・キャピタル・マーケットを整備すること、そして独禁政策の強化がこの問題の核心となるであろう。

二　産業組織論の視角から

経済の国際化の進展は産業組織論研究にもより広い視野の必要と発想の転換をうながしている。三十回大会では、斎藤優氏「産業組織の国際化と海外直接投資」、および越後和典氏「国際化時代の産業組織」の両共通論題報告が、この問題に取組んでいる。この二つの報告はともに多国籍企業を対象としているが、ここでは産業組織論的なアプローチが明確で、かつ政策提言まで一貫した展開をおこなっている越後報告をとりあげておこう。

氏はこの報告の課題が「一国経済の他諸国経済との相互依存性の強化という現代経済の顕著な傾向が、産業組織の競争的性格に与える効果をあきらかにすること、およびこのような状況のもとで望ましい産業組織の実現を目的とする政策を論ずること」にある、とした上で、対象を多国籍企業に限定してそれを取りまく諸問題を産業組織論の視角から考察している。

氏はまず、多国籍企業に対する産業組織論的アプローチを、小宮隆太郎氏らの企業成長理論にもとづく展開と対比させている。すなわち、後者が企業の海外直接投資を、国内よりも海外の方がその経営資源の活用によってより高い利潤を獲得できる、と予想することから生ずる企業行動として理解し、それは第一に、企業の成長過程に一般的にみられる現象であって、独占・寡占に特有な現象ではないこと、第二に、それが独占その他の価格機構の歪みを伴ったり、関税等による人為的な干渉にもとづくものでないかぎり、基本的には世界全体としての資源配分を改善するものである、とみなしているのに対して、越後氏はこの議論が、企業成長という視点からは「正鵠を射ている」が、産業組織についての問題意識に欠けている、と指摘している。

すなわち、直接投資が独占その他の価格機構の歪みを伴うかどうかが問題であり、さらに直接投資の世界資源の配分への貢献は、同一産業の利潤率の国際的平準化を通じてあらわれるが、その水準が問題である。それゆえ特定国の製品市場への海外企業の参入がその市場構造ないし市場行動にどのようなインパクトを与え、その結果、市場成果がどのような変容をこうむるかが差当っての問題であるというのである。

このような視角から氏は、直接投資が母国と進出国双方の産業組織に与えるインパクトを検討しているが、実証研究の少い母国の産業組織については、寡占産業のばあい、特定企業の海外直接投資が他企業のそれを誘発しやすいという傾向に注目し、進出国については、周知の二つの相反する仮説（㈠多国籍企業の参入が一時的に投資先市場の競争圧力を強めるとしても、結局、企業合併を促進して産業組織の競争的性格を弱める。㈡それが若干の競争者を減少させることがあっても、かえって産業組織の競争的性格を強める。）が、寡占企業そのものの不可避的にもっている競争と協調という矛盾する二面性に根拠をもつということを指摘した上で、多国籍企業の行動がいずれかの効果をより強くもたらすかは今後の実証研究によって解明されるべき課題であるとする。

ついで、この報告は、このような実証的研究のための問題点を、水平的海外投資と垂直的海外投資とに分けて提示している。まず前

者について、この種の海外投資が進出先の当該産業組織の競争的性格を一般的に強めることはたしかであるが、この競争の性格と移転される経営資源の内容とが問題である、とみる。すなわち、多国籍企業によって移転される経営資源が製品差別化という形で体化された技術的・経営的知識であるとすれば、競争は非価格競争となり、一国における諸産業間の利潤率の平準化はありえない。

また多国籍企業の優位性を、それに固有な経営資源（租税避難国の利用、内部移転価格の活用など）に求めるとすれば、当該市場での効率的な競争企業の存続が脅かされたり、逆に非効率的な限界企業に温存されたりする可能性がある。さらにその経営資源が進歩した生産技術であったにしても、その技術は母国の資源や生産要素の稀少性を反映するものが多く、生産要素の賦存状態の異なる国ではそのままでは望ましい技術であるとはいえない。少くとも「進んだ技術の運搬人」としての多国籍企業の役割を一方的に強調することは正しくない。

垂直的投資については資源産業のケースに限定して検討され、そこできわだっている傾向は、㈠重要原料産出国の分散化・多様化傾向、㈡資源保有国における原料生産・加工業への各国企業の新規参入、㈢ＯＰＥＣ、ＣＩＰＥＣのような資源保有国の、国際的垂直統合企業に対する交渉力の強化であり、この三つの傾向は相互に密接に関連しあっており、多国籍企業による独占的硬直化を伴う垂直的統合の進展といった単純な予側は不可能であるとしている。

このような現状分析にもとづいて氏は、多国籍企業に対する政策として、第一に産業組織の競争維持政策の強化、とくに規模の実質的経済性をうるのに必要な規模以上に過大化している企業を解体しうるような独禁法の改正、第二に、多国籍企業の経営資源のうちの、望ましくない資源の活用の抑制（その手段としては抽象的形式的なコード・オブ・ビヘイビアよりもコスト公開の方が有効である）、第三に、生産技術自主開発の推進、第四に、多国籍企業の競争制限的行動や市場支配力に対抗するために、各国の独禁政策の協力が必要である、としている。とくに第四の点について氏は、各国の利害の不一致によるその困難性を指摘しながら、アメリカ以外の先進国大企業も多国籍化を進展させ、これら企業の「相互乗入れ」が増加することによって、反競争的状況を打開する政策から受ける便益、およびその費用が、国際間である程度均等化する傾向があり、それを考慮すればその困難性も克服できない障害ではない、としている。

越後論文のメリットは、企業成長論の視角からでは見落しがちであった、産業組織についての問題意識をつらぬき、多国籍企業のパーフォマンス評価についての問題点をあげて、それに対する政策提言をおこなっていることであろう。筆者は基本的にこの見解に賛成であるが、あえてコメントを付するとすれば、多国籍企業の固有の経営資源のうち好ましくない資源の活用（租税避難国利用、内部移転価格の活用）の抑制のためには、すでにＥ・Ｔ・ロペンローズ氏が指摘しているように、「多国籍企業を国際法のもとに法人化し、単一の国際所得税を支払うように義務づける方法の開発」(E. T. Penrose, "The Large International Firm in Developing Countries, The International Petroleum Industry". 1968, p. 271-273. 邦訳『国際石油産